

障がい者が経験した『嫌な思い』

『障害差別』を考えるための事例集

2013



栃木障がいフォーラム

発刊にあたって

栃木障がいフォーラムでは国連の障害者権利条約批准のための国内法を改正する障がい者制度改革の中で障害者差別解消法が制定されるのに合わせ、平成24年度事業として差別と思われる事例を収集し事例集を作ることが出来ました。

事例集を作成するに当たり、県内の障がい者関係団体に呼びかけを行い、アンケート形式により差別を受けたと思われる事例を提供してもらいました。

その結果、400件近くの事例が報告され、このたび事例集として発行することが出来ました。

障がいを持つての生活は医学的なものに加え、生活環境がバリアフリーになっていないなどの社会モデルの障がいも生活の質(QOL)に大きくかかわってきます。

健常者の方には意外と感じる内容もあると思いますが、不自由な毎日を送っていると小さな差別や以前に受けた差別が心に残り忘れられないものとなっているのです。

国連の障害者権利条約では「私たち抜きで私たちのことを決めるな」の精神のもと、命の尊厳を確認し障がいがある人もない人も同じように住み慣れた地域で安心安全に生活する権利と選択の自由を明記しています。

何人も障がいを理由に差別されてはならないと規定され、障害者が安心して社会参加するための基準を定める様、各国に要望しています。

事例に出されたことは、障がいに対する知識不足や何気ない言葉や行動からくるものもありますが、障がい者の生活環境の中に偏見や差別意識を持つ人が世の中には居ることも事実なのです。また、障がい者も自分の障がい以外については理解が不足していることがこの事例集にはいくつかあります。社会や行政への啓発だけでなく、お互いの障がいを理解し合うためにも、この事例集は役立つものと思います。

この事例集が障がいのある人もない人も共に生きることをめざし、障がいをもって生活する上で様々な差別を感じている社会的弱者である障がい者の生活の質(QOL)の改善に役立ててもらえれば幸いです。

栃木障がいフォーラム
代表 村上 八郎

目次

発刊にあたって

第1章 調査方法

1. 調査方法	1
2. 報告件数	1
3. とりまとめ方法	1
4. 掲載しなかった報告の項目	2

第2章 報告事例

1. 福祉	3
2. 呼称	9
3. 労働および雇用	9
4. 教育	16
5. 不動産取引	27
6. 建築物	27
7. 交通アクセス	28
8. 商品およびサービスの提供	32
9. 医療	36
10. 知る権利	46
11. 参政権	47
12. 警察および司法手続	48
13. 所得保障	52
14. その他	53

資料

関連する用語の説明	63
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	66
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の附帯決議	73

編集後記	76
------	----

第1章 調査方法

1. 調査方法

- (1) 調査期間：平成24年10月から平成25年1月までの4ヶ月間
- (2) 調査表の配布：栃木障がいフォーラムに加盟している各団体に調査表を送り、会員に配布してもらい、ファックス、メール、郵送等で送ってもらった。
- (3) 調査項目：調査項目は次のとおりである。
 - 発生時期
 - どこで（または誰から）
 - 分野
 - 障害種別
 - 事例
 - 改善提案・感想など

2. 報告件数

あきらかに重複して報告したものが8件あったので、これらは1件としてカウントした結果、事例件数は370件であった。なお、これ以外にも、重複と疑われるものがあったが、全く同一の記述でないため残した。

3. とりまとめ方法

- ① 分野については、個人の判断でばらばらであったので、千葉県条例検討で用いた分類を基本として、TDFの幹事など数人で分類し直した。分類は、次の14分野とした。
 - 福祉
 - 呼称
 - 労働および雇用
 - 教育
 - 不動産取引
 - 建築物
 - 交通アクセス
 - 商品およびサービスの提供
 - 医療
 - 知る権利
 - 参政権
 - 警察および司法手続
 - 所得保障

- その他
- ② 事例および改善提案等の文章は、発生場所などを追加してわかりやすくする以外はオリジナル性を尊重し、原則として原文のままとした。
- ③ 障害種別欄は、「障害」と「障がい」など表記を統一した。

4. 掲載しなかった報告の項目

千葉県、さいたま市、熊本県、京都府などの事例集では、事例および改善提案等はいずれも記載されていたが、障害種別は記載されていない例もあった。この事例集では、分野別に分け、障害種別、事例、改善提案・感想の3項目だけを記載した。

① 発生時期

発生時期については、40年以上前の事例が12件、うち4件は50年以上前の事例であった。差別したとされる側は忘れているかも知れないが、差別を受けた側はこれだけ深刻に受け止め、記憶に残っていることを示している。

② どこで（または誰から）

事例は差別等を受けた側からの報告であり、差別を行ったとされた側からの確認ができないことから、差別をしたとされる側がだれか特定されないように固有名詞は削除したり表現に修正を加えた。

第2章 報告事例

事例によっては、「差別と思われる」と言い切れないものが多数あります。しかも、差別やつらい扱いを受けた側からの報告であり、差別したとされる側の釈明やそのときのくわしい状況を確認することはできません。差別であるかまたは差別でないかは、報告だけでは判断できないものもあります。そのため、固有名詞が特定される表現は修正を加えましたが、極力原文のまま掲載するようにしました。また、さらに見方を変えたりくわしい状況等がわかれば、14分野の分類は変更される可能性がありますので、分類が適切か否かはあまり気にしないでお読みください。

1. 福祉

	障害種別	事例	改善提案・感想など
1	身体障害 車イス	大型店舗で障害者用駐車場があるのに駐車できず、探し回りいつも駐車しているが、他の車椅子の方もいて困っている。電話したら店側も困っていると言っていた。	店側も良いアイデアがあれば言ってほしいと言っていた。
2	身体障害	歩道の段差で車椅子から落ちたことがあった。しばらく見て見ぬふりをされた。	せめて一声かけてほしい。
3	身体障害	車への乗り降りをしていた時、失敗して、車椅子からずり落ちそうになっていた時、近くにいた人は、ただ見ていた。	
4	身体障害 車イス	「うちは、知的障害の事業所なので、身体障害の移動介助はできない」と断られた。	三障害一元化の時代に対応せず、時代遅れではないか。当該事業所の理事長の娘さんにも身体障害と知的障害があるのだから、もっと積極的になってほしい。
5	身体障害	もともとは知的障害の捨て子同様な事業所の経営者、身体障害の事業所を営利目的で行っていた。勉強不足を棚に上げ、精神的に落ち込まされた。 サービス管理責任者が素人だった。	営利目的やサービス管理者の力量が足りない。 障害のある人の意見を聞かない。
6	身体障害/1 種1級	どんな障害の人でも利用させる事業所ということをかかげていながら、所長が自分の好き嫌いで利用を	明らかに、営利目的である。 楽して、お金をとるという考えが見え見えのところだった。

		中止させられた。	
7	遷延性意識障害	市町村の障害福祉サービスの一環としての訪問入浴では、遷延性意識障害患者の場合、家族からの注文が多いためか、拒否された。	行政は業者に丸投げを止め、特に重度身障患者受け入れの心構え、介護指導等の研修会を実施し、更に入浴訪問看護に対して、時給を上げる。
8	遷延性意識障害	遷延性意識障害患者は全国で 5~6 万人と言われていますが、いまだ国の正式な実態調査が実施されていない。	国は ALS 患者より重度障害患者であることを認めながら、今だ実態調査に逡巡（しゅんじゅん）している。長野県が実施したような県レベルの調査でもよい。
9	遷延性意識障害	市町村の障害福祉関係部署で遷延性意識障害を承知している職員が非常に少なく、サービスを受けるのに一苦労しています。	市町村障害福祉関係部署内での教育の徹底。
10	脳性マヒ	施設内にて、陰で歩けないと話しているスタッフの声が聞こえた。	陰でこそこそと話されているのは辛かった。
11	脳性マヒ	福祉施設で男性職員から体を触られた。	
12	脳性マヒ	福祉施設で男性職員が風呂場へ入ってきて体を洗われた。	
13	脊髄損傷	床ずれ防止にロホクッションの支給してもらいたくて、障害福祉課に行ったところ、今、床ずれがある人だけに支給する規則なので駄目と言われた。次に行った人はもらえた。	ロホクッションは床ずれの予防具なので、車いすと一緒に支給してほしい。 次の人は担当者が別の人でもらえた。担当者が良く調べないで駄目と言ったことと、前もって福祉課に届けておけば支給されるということ、そのような説明は一切なく聞いて初めて教えてくれる。規則として担当する人全員が知っておいてほしい。
14	脊髄損傷	国民年金や厚生年金と障害者基礎年金はリンクしているということを知っていても無いと言い張るのは、障害者本人を相手に話し合ってもしょうがないと言う思い込みで、私たちから見るとだまそうとしているとしか思えませんでした。	障害者基礎年金をもらっていない、無年金の障害者がいると話したが、そんなことはない、言い張っていた。

15	聴覚障害	スーパーの駐車場で野菜を販売していた。その野菜を品定めをしていたら、クラクションを鳴らされたが気づかなかった。周りの人に見られ、恥ずかしい思いをした。大勢の人が注目するまで声をかけてもらえなくて、残念であった。教えてくれる人がいたが、時間が経った後だったので恥ずかしかった。	
16	聴覚障害	役所での手続きの時、知っている方が対応してくれればいいが、そうでないと、筆談をお願いしても、または自分が筆談をしても、書いて対応してくれない。	
17	高次脳機能障害	コンビニに車で買い物に行き、駐車場に車を止めたとき、コンビニから出てきた客が、こちらを「嫌な物」を見る目つきでじっと見られました。(知らない人)(車に障害者マークを張っていたため)	改善案なし。 完全な「偏見」でしかないと思う。 当事者はだまって我慢するしかない。目つきは凶器だと思う。
18	先天性心疾患 知的障害	親が亡くなった時に、年金として小額でもお金が貰える様に、掛け金を払って役所で契約をしようとしたら、役所の窓口担当者に「どうせ、親よりは長生きしないので無駄でしょう。」と言われた。	
19	知的障害	こだわりが強くて同じものを何本何個もカゴに入れていたら、「そんなに買わせて、親のしつけができていない」と言われた。	
20	知的障害	高等部卒業後、地域障害者通所施設に入所、20年前のこと、子供は喜んで通所していた。従事していると親は思っていたが、半年過ぎた頃、仕事をさせてもらえず、別の部屋に置かれ、窓越しに外を見渡していた。原因が分からない毎日を過ごし通所していました。訴えることもできず、親も悩み、子供は体調を崩し、	

		やむなく改善してもらうまで、作業所を長期欠席をさせました。人間社会の難しさと生存し活動することの難しさを経験しました。	
21	知的障害	地域の通所作業所に通っていたが、作業をしているのかと思っていたら、別の部屋で作業はやっておらずに窓越しに外を見ていただけだった。訴えることもできずに、親は悩み、子供も体調を崩し、長期間にわたって作業所を欠席した。	
22	知的障害	妹が知的障害であったことから、義父母から出産の時に「バカな子供が生まれた困る」と言われた。	
23	知的障害	福祉施設で製造したパンの出来をみて、「障害の方が作っているから仕方ないわね」と言われた。	町のパン屋さんにも負けないようにと、丹精込めて作っているので、地域の方々に認めてもらえるような商品作りをしたいと思った。
24	中度知的障害	施設からの帰宅時や外出時に、簡単な計算や漢字などを質問され答えさせられた。	老人会等に参加させてもらい、近所の人と交流を持つ事で少しずつ理解してもらえた。
25	知的障害	介助者の突発的な用事の際、日中一時支援、短期入所の利用が必要なのに空き状況等で困難なことがあった。	
26	中度知的障害	販売先を増やしたいので、自分で営業をしたくてもやらせてもらえない。その職員は自分たちで営業をしておらず、所長の仕事としている。その所長も動けていない。	利用者だからやらせてもらえないのはおかしい。署名だつて集めてきてるのに。
27	知的障害	母親の離婚・再婚の時期の問題で、小6まで戸籍がない児童がおり、学校への登校も少ない。学校からの相談で、学校・こども・児童相談所・障害者相談センターにて対応。手続きなどを勧めるが親が実行しない。	障害があるので、学校に行かなくともよいと考えている面もあるが、時々登校させるので、児童相談所も介入に踏み切れないでいる。中学を卒業したらこのままになってしまうことも考えられ、埋もれてしまうのではないかと心配。

28	知的障害	虐待や暴行が日常的に行われていた。入所中の者は会話の可能な者は数人しかおらず、特定され報復される事を恐れ断念していた。しかしある母親が帰省した子供を入浴させる際、子供の胸の青アザに気付いたが施設を追い出されると不安になり思いとどまったとのこと。	結局、退職した職員により打ち明けられ浮かび上がり、問題解決に至る。
29	知的障害	保護者が亡くなった時に備えて年金の掛け金を契約しようとした際に「どうせ親よりも長生きしないでしょ」と言われた。	
30	知的障害＋股関節歩行障害＋難聴	複合障害がある。1人での生活が困難であり、合併障害に対する判定に納得がいかない。判定の再考を。	判定基準の見直し。
31	自閉的知的障害 てんかん	知的障害者の授産所に行っていますが、年1回の一泊旅行（作業生と支援者のみ）がありますが、平成19年から抗てんかん薬の量が多くなり（発作が増え、けいれんや倒れる発作ではない）夜中に1回薬を飲ませるようになりましたら、その支援員が理事長に相談し、理事長から夜中に薬を飲んでいるなら行かないほうがよい（夜中の薬で発作は止まっていた）と言われ、それから利用生の仲間と一緒に行けなくなった。	知的障害の人にはいろいろな病気を持っている方が多いのですが、上に立つ人はその病気に理解がないのが残念です。
32	自閉的知的障害 てんかん	入所施設でも抗てんかん薬を飲んでいるというだけで断られた。自分で飲めるならば・・・知的に重い人は自分の薬の種類が多いとどれとどれというように分けて飲めないのが現実です。親が種類に分けて朝昼夕夜深夜と分けるのも大変ですから、そういわれるのもわかりますが、親亡き後、一人生活ができないこの子はどうなるのでしょうか。	

33	重度心身障害 (女)	ある市の福祉施設で、宿泊サービスを受けたい時預かってもらえるのか聞いた時、「女子職員がいないので、身の回りの事が（トイレなど）ひとりでできないのなら、預かれない」と話していた。（土・日）	
34	精神障害	交通機関の料金割引制度も、精神は他障害と比べると、便宜がないのも一つの差別だと思う。	
35	精神障害	障がい者の施設を作るとき、地域住民から反対された。	
36	精神障害	バスに乗った時、精神の手帳をみせたら割引はないと言われた。手帳の種類によって割引制度が違う不公平。	
37	精神障害	地域によって受けられる福祉サービスが大きく異なる。	
38	統合失調症	施設利用中に、個別支援計画通りに支援してくれなかったから、力が発揮できずにいた。自分のやりたいことと違う職業につけられたのは、障がいがあるから就職できるだけでもありがたいと思えといわれている気がした。	やるべき支援をしたうえで話なら分かるが、それが中途半端な段階であると納得できない。
39	無回答	近所に最近、デイサービス、日中一時支援の施設ができ、1ヶ月も経たないうちに、学校の門の前で夜何人かが集まり大きな声で話していた、気持ちが悪い、賑やかになっていいよね！等々。私もその場において、障害を持つ子の親として、まだまだ障害者に対する理解はないんだな、と悲しい気持ちになりました。（理解してくれている方もたくさんいますが。）	学校の門の前で、誰が大きな声を出していたかわからないのに、施設ができたという事で、その関係者では？と…。そこに繋がってしまう事が残念だし、賑やかになっていいね!!という言葉にはいやみが入っているような気がしました。

2. 呼称

	障害種別	事 例	改善提案・感想など
1	精神障害	障害の漢字表記に違和感を感じる。	
2	精神障害	障がい者、健常者の分け方が差別。	
3	精神障害	“健常者”に対比する言葉として、“障がい者”という言葉が存在している。健常ではないという括りの中で障がい者が扱われている。	

2. 労働および雇用

	障害種別	事 例	改善提案・感想など
1	身体障害	身体障害を持つ方達が、職場で何も仕事を与えられず、ただ立っている（時には座っている）だけで、上司も何も指示せず。法定雇用率を指し「数合わせだから」との発言を笑いながらする。	法定雇用率が上がるにつれ、数合わせだけの障害者雇用が増えていく。
2	身体障害	ハローワークで、行政書士、宅建の資格があるのでこれらに関しての仕事に依頼したら、障害者では無理とはなから言われた。	何度も電話する他ない
3	身体障害 高次脳機能 障害	面接の最中、「あなたのような人うちには来て欲しいです。いつから来れますか？」などと、ずいぶん話がまとまりかけてきたとき、ご主人の転勤はないですか？と聞かれて、障害者であることを説明したとたん、面接官の顔色が変わり、「大変ですね。」といったものの、「では今日はこれで」と面接が打ち切りに。当然不採用。	母子家庭は優遇制度があるように、障害者の妻（子あり）にも同じような制度があるとよい。職種によってはどうしても家庭のことでそうそう休みが取れない会社もあると思うが、はじめから理解のあるところに面接に行った方がよい。
4	身体障害 高次脳機能 障害	採用になった職場で、直属の上司が、人事採用者（経営者）に「旦那が障害者だからかわいそうだと思って採用したんだろう。そういうので人を採られては困る。いますぐ辞	障害者やその家族を採用した場合、まずは仕事の結果で評価して欲しい。

		めさせろ」と言ってきたらしい。仕事を始めて3日目のことで、採用者は「仕事ができないのか?」と聞くと、「そうではないけれど」と言ったそうだ。経営者の方は確かにボランティアなどもしており、確かにどここのだれかわからない人のためにボランティアするより、目の前に困った人が来たのだから助けて欲しい。	
5	脊髄損傷	病院は退院しても会社の設備は直せないの、あなたは出勤できないからやめなさいと言われた。	自宅勤務にしてもらい、その後10年間勤めた。 理解ある上司と規則ばかり守りたがる担当者でまったく境遇が変わってしまうので、障害を個性として認め、やれることを仕事として続けられる様にしてほしい。
6	脊髄損傷	仕事が少なくなったので、やめてほしいと言われた。一緒に働いていた人は今でも続けて働いている。 病院に行く回数が多かったの、仕事の能率が悪いと決められて、辞めさせられたと聞いた。	障害者は病院に行く回数が多いが、その辺は計算に入れて仕事を続けさせてほしい。
7	脊髄損傷	怪我してから勤めていた会社で、55歳過ぎの人を辞めさせたいと会社の社長が言っているとの話が回っていたが、人事課の若い職員が来て、貴方がここに勤めていて再度怪我をするようなことになったら、貴方の為にならないからやめるようにしてほしいと、わけのわからないことを言われて、退職届を書いてきて、ここに名前を書いて判を押せと言われた。 人員整理をするのに、本人の為だと言う理屈で辞めることを強要するのは理不尽なところがある。 自己都合だと退職金も安いので、本人から言ってくるように仕向けて	障害者にもきちんと会社の経営状態を説明して、正規の手続きで退職できるようにしてもらいたい。

		いた。	
8	視覚障害	通常運転するのには問題ないのに、「ぶつけられたらたまらない」とか、「乗らなきゃいいのに」とか言われ、社内であわさにされた。	
9	視覚障害	目が悪くなったためパソコンが見づらくなった。そのために、自分の知識を活かせるように事務をやらせてもらうことになったが、何でも出来て当たり前のように言われ、「何もしない」呼ばわりされた。	1からきちんと教えてほしい。指示をするときは、相手もわかっているという前提で話すのではなく、1から順に行ってほしい。
10	視覚障害	人の身体に触ってモミモミするような仕事（マッサージ業）にだけは就くと親から言い続けられた。親の視覚障害者を軽蔑する態度は変わらない。	親の理解を得られないこと、高い理想を求められることの辛さは障害者本人しかわからない。
11	聴覚障害	職場で上司から何か言われたが、わからなかった。筆談をしたが、内容がわからなかったので、周りの人の真似をして過ごした。周りの人の読話をしている。また、他の人の行動の真似をしていた。	
12	聴覚障害	初めてろう者として入社した。27年間仕事を続けた。当時、上司は何かあれば簡単な筆談をしてくれた。しかし、朝礼で隣の人に筆談を頼んだが、あまりやってもらえなかった。手話通訳を頼んだが、会社の守秘義務の関係で外部の人を入れてもらえなかった。	
13	聴覚障害	朝、ミーティングがあるけど通訳をやってくれない。たまに筆談してくれるが情報が少なすぎる。	
14	聴覚障害	病気で入院。手術した時に1年間仕事を休むように医者に言われたが、会社から6ヶ月で復帰するよう言われた。軽い仕事にしてもらうように頼んだが応じてもらえなかった。	

15	聴覚障害 (男)	組織の管理的職務に就任を求められた。外部と接触交渉も多い仕事で「情報保障なし」といわれ、断る他なしだった。	筆談でやれる交渉と通訳が必要な交渉があることを分かってほしい。
16	聴覚障害 (女)	売り場で僚と手話で話していたら、店長から「客に見えない隅でやるように」と言われた。	店長は、手話やろう者に理解をもってほしい。
17	盲ろう (弱視)	雇用促進制度があるのに面接でどの会社とも盲ろうを理由として断られた。	盲ろうも就労できるようにすべての会社が配慮する必要があり、盲ろうにあった職種を広げるようにしてほしい。(例えば包装など)
18	高次脳機能障害	障害のことを言わないと就活の面接で「おっとりしていますね」と言われる。	
19	高次脳機能障害	ハローワークを通じて、障害者枠での求人に応募したとき、女性の多い職場なので、精神保健福祉手帳の人(高次脳機能障害はこの手帳の取得になっているので)はダメと履歴書送付も面接も断られた。	高次脳機能障害への理解は栃木県は本当に遅れている。多くの障害者を雇用しているこの会社も障害種別によって雇用の機会を与えないような対応をすることには本当に驚かされた。
20	高次脳機能障害	新たに雇用された職場にて(障害者雇用) 社員さんは普通に接してくれるが、パート従業員までは徹底されてなく、偏見の目で見られる。あからさまに避けられることもある。	原因は「偏見」です。会社側には、社員だけでなく、働くすべての人に説明する義務がほしい。
21	知的障害	事業所を利用し、特に差別されているとは思わないが、もっと一般就労ができる社会にしてほしい。	法定雇用率を上げる、税制で優遇されている社会福祉法人は従業員数にかかわらず障がい者を雇う義務を担わせる。
22	知的障害	働いている間に、もっと早くできないのと注意された。	
23	知的障害	手帳を持っているような人が働けるところはないといわれた。	
24	知的障害	仕事のスピードが遅いとか、目が多少悪かったので動きが遅いとか、動作が鈍いとか言われた。 とつぜんこのような言葉をいただ	

		き、いられるなんて思いませんでした。	
25	知的障害	本人の言葉が良く伝わらず、また返事もあまり出来ず、何もしないこともあったが、職場の方は仕方ないと思っていたとのこと。	障害者だから、出来ないではなく、誰もが利用できるサービスが欲しい。また、年齢も問わず、受けたいサービスが増えて欲しいと思う。
26	知的障害	知的障害者でも出来そうな企業(清掃)の面接した所、「うちは、知的障害者は採らないよ。男性もダメだ。」と言われ面接をしてもらえなかった。	担当者(労働局)に状況を伝え、面接は出来たが、結果は「不採用」であった。
27	自閉症	職場にて、入社時には本人のことをよくお願いしたのですが、実際、仕事の周り方達には、理解がなく、いじめられた。	わかりづらい障害のため、新しいこと、これからやるべきこと等、本人に前もって話してから行動に結びつけてほしい。体験したことはよく覚えているようです。
28	発達障害	コミュニケーションが苦手な方に、「挨拶が出来ない」「休憩時間に会話に加わらない」などと言われた。	障害特性を理解して頂けるよう、障害者就業・生活支援センターの方に相談し対応して頂いた。
29	発達障害 手帳なし	自分の障害を理解してもらおうと、苦手な業務への配属を避けてもらえるようお願いしたが、なかなか聞き入れてもらえず(合う場所はあった)。手帳を取得して障害者枠もお願いしたが、聞き入れてもらえず離職。	手帳を取得し再就職
30	うつ病	私がうつ病で休職している間に、トップと課長の間で私を退職させる方針の決定が下されていた。そのため、無理して休職を切り上げ、体調を押し働いていた。 ある日課長から呼び出され、「君は本当に病気なのか？通院も多いし、君がいつまでもそんな感じだから皆迷惑している」と強く叱責を受けた。それが原因で体調が急変し退職した。	田舎の地方自治体ということで、そういった病気・障害に対する理解や意識が低い。研修なども始まり、管理職は受けたりしているが、「ただ勉強として聴く」だけで、結局他人事としかとらえられていないのが問題と感じる。

31	精神障害	履歴書に病名を書かずに働いていたら、誰かが上司に病名を言っしまい、忙しいときだけ来てと言われ、数ヵ月後に解雇された。それまで普通に接してくれていた上司や同僚から冷ややかな目で見られるようになり、辞めるまで針のムシロ状態でした。	障害があるからミスするとか、仕事が遅いと決めつけないで、できる仕事を一緒に考えたり、職場の環境を良くしてもらいたい。
32	精神障害	職業訓練所でも“病気をオープンにして就職するか”“クローズにするか”と聞かれた。病気のイメージする偏見の根深さが感じられた。	
33	精神障害	特に精神障がい者は就職の選択範囲が狭く、仮に入社しても周囲の理解が乏しいため長続きをすることは難しいようだ。	
34	精神障害	採用時には、残業は無いとの確認もしていたが、いざ働き始めると「忙しいから残業して」と言われた。断ると「みんなしているのに、なんとも思わないの？」と嫌味を言われた。	
35	精神障害	会社の言われるがままに、激務に耐え働いたが、病気（統合失調症）になり勤務体制について相談すると、「出来ないなら辞めてほしい。辞めるなら自己都合で」と言われ、病状も改善されなかったので辞めた。	
36	統合失調症	派遣業者を使って障がいをクローズで大手家電製品製造会社に就職した。7ヵ月間時間を守り残業も行いしっかり働いていた。あるとき財布を落とし、中に精神障害保健福祉手帳が入っていたのを従業員に見つかり即刻解雇になった。	派遣業者、会社に重大な？疾患を告知しなかったことが解雇の原因だと思うが、何の問題もなく勤務できていたのだから、大目に見て欲しかった。（たとえば障害者雇用に切り替えるとか手立てをしてほしかった。）

37	てんかん	てんかんであることを採用時に伝えてあったが、鹿沼事故の影響で、「やっぱりあぶないから」と急に解雇を告げられた。こんな無理解な職場にとどまっていたくはないが、次の仕事を探す間の生計が心配である。	
38	てんかん	かなり長期間、発作がなく服薬は続けている。鹿沼事故がきっかけで、正式に運転免許は取得しているが、工場内でのクレーン車運転を外され、残業も辞めさせられた。やりがいのあった部署からやる気がなくなうような部署に配置転換された。	
39	てんかん	正式に運転免許を持っているのに、自動車通勤は禁止された。	運転免許制度を知らないためだろう。また、もし事故があったら会社の立場が、という雰囲気もある。
40	てんかん	研修生や男性職員からのセクハラ。一部の理解はあったが根本的な解決にはならず退職した。	
41	てんかん	看護学生の嫌がらせ・男性職員のセクハラがあった。セクハラの件について病棟長に話したが、病棟長は院長に嘘を言ったようで、その後本人は体調を崩し、勤務出来なくなってしまった。その時は、看護師長や副看護師長、その他の看護師、助手の方が面倒見てくれた方もいた。その後、病院では1年間在籍させてくれたが、戻ることはなかった。	
42	てんかん	トラブルなく17年間を順調に勤務したが、新入社員から暴力や衣服を汚されたりしたことを上司に話したが解決できずに精神状態も悪化して退職した。	

43	無回答	<p>小さな自動車部品製造会社に働いていた時、入社当時は外国人と一緒に 17 年間トラブルもなく順調に働いていた。しかし、突然外国人が退社し、青年が入社してきた。その青年には暴力を振るわれ、また、作業着も汚されてしまった。親が、社長とその件について話し合いをした時は、青年を褒めるばかりで、解決は出来なかった。精神状態も悪化するばかりで、18 年間続いた会社を退社した。</p>	
----	-----	---	--

3. 教育

	障害種別	事例	改善提案・感想など
1	身体障害	<p>普通学級への合同学習で、健常者に ①トイレの中に入ったときにバケツの水を上からかけられた。 ②教科書を破られて窓から捨てられた。</p>	<p>先生も同級生に注意してくれたが、いじめている子供たちは注意を無視していじめ続けた。 我が子は、いまだに心に傷が残っているので、いじめた子供たちも反省してほしいです。</p>
2	身体障害	<p>保育園の入所希望を市役所をお願いに行ったところ、話は聞いてもらえたが数ヶ月、連絡がなかった。改めて出向いたところ、親が自宅で面倒を見た方が良いと言われた。働く関係で無理だと言うと、短時間の受入れができないようなことを言われた。</p>	
3	身体障害	<p>自分一人では歩行ができないため、校内での移動困難の理由で入学を断られてしまった。</p>	
4	身体障害	<p>地域のパソコン教室で、周りの人に迷惑がかかるので障害者はお断りと言われた。</p>	

5	脳性マヒ	<p>肢体不自由の特別支援学校で無理解な教員の対応を受けたこと。</p> <p>体育の教師が、行動特性を理解せず、無理強いした。</p> <p>国語の教師が、鉛筆を落としたり、拾ってくれずに、拾えないことに文句を言った。ほか</p>	
6	脳性マヒ	<p>小学校へ入れてくれるように話したところ「障害が重いから先生方が面倒みきれないから」と入学を断られた。</p>	
7	聴覚障害	<p>通っていた学校では、手話を使って教育をしてほしいと思っていたが、手話での教育はなかった。口話が達者な子はほめられ、そうでない子は認められないのが親として不満だった。先生にも手話を使ってもらえるよう求めたが結局かなわず、息子は転校した。</p>	
8	聴覚障害	<p>ろう学校は情報保障が必要なのに、そこの先生は手話を使っていなく、声だけで話している。手話を使っていれば、子どもは先生達の手話をみて育つのに。聞こえる子が通う学校では、先生同士が音声で話し、その話は子どもの聞こえているので、子どもも先生の会話を聞くことができるし、子どもに聞かれない話には先生達も子どもに配慮をするだろう。子どもも先生に興味を持つ機会もない。そういった環境がろう学校にはない。</p>	<p>教育能力自体には、それほど問題がなかったため学校側が、生徒、担任とクラスで話し合いをして通学できるようになりました。普通に学校へ通える支援制度が必要と思いました。</p>
9	聴覚障害	<p>耳が聞こえずらいため、言葉もうまく発言できない。そのため、クラスメートより差別を受け、登校拒否になり母親も悩み、学校をやめさせようかと落ち込んだ。</p>	
10	聴覚障害 (男)	<p>大学での面接で「もっと読唇を勉強して話しが通じるようにしてくだ</p>	<p>大学の先生は、読唇がどこまで使えるかを分かっていない。</p>

		さい」と言われた。	
11	高次脳機能障害	病院を退院して中学生生活に戻ったとき、あまり知らない子にからかわれた。	
12	先天性心疾患 知的障害	小学生になって、姉の学校懇談会の時、父兄で満員の教室の中で私と子供の周囲だけ、誰も寄ってこないで空間ができていた。	
13	ダウン症	<p>一歳で育児休暇が明けるので、翌年の5月入園希望で、10月に保育園を見学に行った時のこと。</p> <p>その保育園のホームページでは、障害児受け入れもあたかもやっているように記載があり、モンテッソーリ教育も行っていると書いてあったので、当然受け入れもあると思い見学へ。長男はまだ、抱っこひもに抱かれている時期だったので、相手側はダウン症と気がつかなかった様子。「5月で育児休暇明けなら必ずといっていいほど入園できるので、是非来てください！」と歓迎された。しかし、最後に一応ダウン症ですが問題ないですよ、と念の為に確認すると、うちは障害児（障がい児というよりは障害といったニュアンス）の受け入れは3歳までやっていない。3歳になったときに、ここの保育園のレベルに達していたら入園を検討してもいいけどと断られました。</p> <p>息子は医師の診断でも通常保育可能で、特に合併症もなく、特に3歳までは健常児と変わらない保育で大丈夫だろうというのに、ダウン症というだけで、成長の遅さや疾患と決めつけその子のことをよくみないで、入園を断るのは人種差別だと感じ、他人の発言や受けた扱いで</p>	<p>保育園見学10か所以上行きましたが、ダウン症というだけで断られたのは、1か所だけでした。他は、むしろ温かく迎えてくれるというところがほとんどでした。私立のある保育園では、3歳以降の人員の加配が経営に響かないか心配なので絶対入園できないわけではないが、検討させてほしいみたいなことを言われてびっくりしました。</p>

		「ダウン症」というだけで健常児と区別されたのは初めてで、悲しくなり悔しくもありました。	
14	ダウン症	幼稚園を探す時に、電話でいろいろな幼稚園に問い合わせたところ、すべての幼稚園に「障害がある」と話すと「受け入れないわけじゃありませんが…」と明らかに迷惑そうな言われかたをされた。	保育に携わる人はもっと障害児保育について勉強してほしい。
15	ダウン症	保育所に通っているとき、保育士を付けてもらっていたが、時間を決められていて、他のお子さんのように1日見てもらえなかった。	
16	ダウン症	ダウン症トリソミー型合併症の十二指腸閉鎖症および心房室化隔離欠損（完全型）で4年前手術で完治しましたが、術後にC型慢性活動肝炎、増幅弁閉鎖症となる。特殊学級に入学して、担任の先生と親学級の先生、親学級の生徒に可愛がっていただき、充実した日々が続きました。ところが、心臓の定期検査のとき、肝炎が確定し、肝生検、インターフェロンを開始し始める前の頃、担任の先生と養護の先生に給食の食器を別にするとか、勝手に担任の先生が、小児科の先生に会いいろいろかかったようです。先生にとっては、他の生徒に移ると困ると思ったでしようが、口から移らないとうかがったとのことでした。医師、看護師、カウンセラーとかかわったときは、このような思いはしませんでした。現在なら、先生方の気持ちはよくわかるが、勝手に行動しないで、行動するときはきちんとしたことがわかってからしてほしい。	
17	知的障害	他の生徒と少し違うという理由だけで、いじめの対象になっていた。	学校での障害に対する理解が低いため、学校での障害者施設の見

			学や講座を開いて理解を求める。
18	知的障害	就学時の健康診断で「ことば・よみかき」ができなかったことで、「小学校入学は無理」と言われる。	低学年ぐらいまで様子を見てもらいたかった。
19	知的障害	小学生の下校時に低学年とみられる男児1人が、後ろから背中あたりに石ころを投げつけてきた。帰宅後、話を聞き、すぐ学校に電話でその旨を伝えたが、翌日にもあり、学校へ電話し「今後そのようなことが2度と起こらないようにする。」と教頭から言われた。その後起きていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当人がとても驚いていたので、家族が知らないところでもなにがしかの差別を受けているのではないかと思いました。 ・ 学校では障害者への対応について教育してほしいと思います。
20	知的障害	<p>障害児保育を実施している市保育所に入所させたが、</p> <p>① [年中クラス] 「障害のあるお子さんの保育は時間と労力がかかるので、お母さんはパートタイム、なるべく2から3時間の労働にしてください」と言われた。</p> <p>② [年長クラス] 「担任が出張で人手が足りないのので、今日はお昼まででお迎えに来てください」と園長から言われた。後々、担任は出張ではなく韓国旅行に行っていたことが判明。</p>	<p>①について 市内は確かに当番制で障害児保育担当の保育所をきめているが、内容はおそまつそのもの。優秀な職員を配置すべき。</p> <p>②について 嘘は隠してもばれるもの。この園長は管理職として失格。</p>
21	知的障害	養護学校（現在は特別支援学校）に提出する書類作成の面接で、「先生たちに手厚くみてもらえるため、お子さんの障害はできるだけ重く申告しましょう。」一方的に言われ、強く反論した。学校の先生にこのことを伝えると、「そんなことは決してない。」と断言され、教育センターの職員の質の低下に呆れている。	教育センターのこの職員は、推測でしかものを言わなかった。プロとして親の面接をするからには、特別支援学校の現状をきちんと調べてからするべき。プロとしての資質ゼロ。各種サービスを充実させているかも知れないが、保育・教育に関しては、まだまだ低いレベル。厳しく自覚していただきたい。

22	知的障害	学校にて、特別支援学級と普通学級の2つを本人と相談して行き来しながら授業を受けている方に対して、普通学級に授業を受けに行くと、「皆のペースについていけないから特別支援学級に戻って」と伝える教師がいた。	本人が普通学級で勉強したいという意志があるにもかかわらず、教師が勉強したいという意欲を低下させてしまっている気がする。
23	知的障害	・自転車通学時に、担任より「こういう子は何かあったら困るので、親が送迎するように…」と言われた。 ・学習発表会でも頑張っている娘のことを「こういう子を人目にさらしたくないでしょう、お母さん!!」と言われた。	
24	知的障害	椎茸のホダ場でかぶと虫やくわがた虫がたくさん出たので、とある小学校へ持って行って「生徒さん達にあげてください」と言っておいてきたら、翌日校長先生から電話があり「確かそこは知恵の遅れた人達が住んでいるんですよね。そこで採取したものはねえ…。お持ち帰りください。」と、言葉をにごしながら拒否された。	学校の校長という立場にある方が、まるで施設内にあるものは害でもあるかのように思われていたことに驚きました。
25	知的障害	言葉が思うように出ず、無視されることが多かった。その後、1人でいることが多くなり、学校に行かなくなった。また、他者と関わらないようになっていき、迷惑をかけることもあった。	
26	知的障害	小学6年生の時の修学旅行の時、親が付き添いで行ってくださいと言われ、都合により行けなかったので欠席する。	二度とない修学旅行に参加できずかわいそうなことをした。学校側も何らかの対処をしてほしかった。
27	知的障害	学校の懇親会で孤立していた。(誰も寄ってこない)	
28	知的障害	自転車通学時に、担任の教師から「何かあったら困るのでこういう子は親が送迎するように」と言われ	

		た。	
29	知的障害	学習発表会の練習で頑張っているのに「こういう子を人目に晒したくはないでしょう」と教師から言われた。	
30	知的障害	小学校6年の運動会 親子対抗リレーで二人三脚がありまして、明らかに私たち親子が入るチームが劣勢と感じられ、ことばでは何も言われませんでした。視線が嫌でした。	運動会が近くになって、転ばなければ、そんなに遅れないと思い毎日のように親子で練習をしました。幸い転ばずに走れ、先生はじめ親子みなさんに喜ばれた思い出があります。 勝敗も大切だと思いますが、障害を持っている子たちの一生懸命に頑張っている姿を認めてもらいたいと感じました。
31	知的障害	保育所で他の母親とうまくやっていけない。	
32	知的障害	すぐ返事が出来ないとの理由で、出来るまで、給食を食べさせてもらえなかった。	本人の障害特性（緊張したり、せかされると中々出来ないという特性）を理解してもらい、個別対応をして頂きたかった。
33	軽度知的障害	地元の小学校で2年生になる進級打ち合わせの時 学校の校長先生より特別支援学校へ行くよう強要された。	是非近くの学校へ行けるようにしてほしい。
34	知的障害のある自閉症	特別支援学校の行事で、手が足りないという理由で自宅待機するように言われた。手がかかるのは分かるが悔しい思いをした。	学校行事は事前に分かっていることなので、支援体制の方を考えてほしい。
35	自閉的知的障害 てんかん	家の近くの幼稚園に入りたく、市の発達相談に行ったとき（何日も行った）早く子供の世界に入れたほうがよい、そのためには、幼稚園などと言われ、園に相談に行ってももらいましたが、面倒が見られないとあって1か月で断られました。	
36	重症心身障害	障害を持った本人の姉妹が小学校の頃にバカにされたり、いじめを受けて嫌な思いをしたと話す。	その頃は障害者に対して変な人という目で見られ、理解がなかったように思う。なかなか難しいと

			感じる時もあるが、普通に外に出て楽しめたらいいと思う。
37	高機能自閉症	「遠足に連れて行きたくない。」と教師から言われた。 「何があっても学校には責任を求めない覚悟です。それに幼稚園でも遠足で問題行動はありませんでした。」と言うと、「お宅のお子さんを気にするあまり、他のクラスメイトに何かあったらと思うと不安で仕方がない。その時はどうするか?」と言われた。	他のクラスメイトの安全を盾に脅しているようだった。 前には「他の先生にも迷惑をかけるかもしれないので、よくお願いしました。」とご丁寧に連絡をくれました。
38	高機能自閉症	「お宅の息子さんは、教科書も出さないし、かばんも片付けない。」と言われてばかりなので、「『はい、みなさん教科書を出して』の後に、『はい、〇〇君、教科書出してね』と一言声をかけてやってください。」と言うと、「他の38人の子どもを見ているので、特別な言葉かけをかけるなどできません。」と言われた。1年間放っておかれた。	どんなに「こうしてくださると支持が通ります。」と言っても、「私には他の38人の子供がいますので、お宅の息子さんだけにそんなことはできません。」と言われ、私も何も言えなくなった。
39	高機能自閉症	1年間、連絡帳のチェックを一度もしてくれなかった。プリントをカバンに入れたかどうか確認してもらえず、「息子さんが連絡帳を書かないから、プリントをカバンに入れないから。」と言われた。必要事項はクラスの他の子供のお母さんに教えてもらった。	他のクラスメイトにも、息子には一切手を貸したりしないでよいと言っただけで、3学期には誰も無視状態だった。こんなクラスはダメだと見切りをつけて特学への移動を願った。
40	自閉症	幼稚園を決めるために、いくつかの幼稚園を見学に行ったとき、某幼稚園園長先生に「あなたの子供が来る場所ではない」と言われた。	とても悲しい思いをした。
41	自閉症	子供が精神障害学級に入学した。保護者が1年間同伴で通学が条件であった。自閉症の専門的支援がなく、たびたび授業中にトラブルが発生した際、保護者の責任が問われ	なかなか教師の理解を得ることができず苦勞した。

		た。(トラブルの相手に陳謝させられた。)	
42	自閉症	小学校5年生の担任教師から、「幼児期での母親の愛情不足が原因で更に育児の問題になる。問題になってしまったのでは」と言われ、「幼児に戻った再育児をしてみたらどうか」と言われた。	自閉症の障がい特性を知ってほしかった。精神的に心の苦しみを二度と受けたくないと思っている。
43	自閉症	自閉症の子どもが普通学級で授業を受けていると周りから「あいつは違う学級じゃない？」などと偏見の目で見られた。	学校側もひとり一人に精神面に不安を抱えている子どももいるという事を授業で教えていただき、障害の壁がなくなるように取り組んでほしい。
44	自閉症	幼稚園、学校時代、どこも受け入れてくれず、一人では無理と言われて親子で通った。(多動、言葉が不自由なため)	平成になりこの病気も少しは理解してくださる人が増えているが、他の障害の方達から比べて、大変わかりづらい障害のため、本人、親共々悩み多い病である。子供により親の私たちが育てられているように思います。
45	自閉症	息子を入れた学校には、自閉症を知る先生がいなくて、毎日、毎日、苦情を言ってきました。私は相談する人がいなく、ノイローゼ気味になってしまいました。	せめて特殊学級の先生は、自閉症について勉強してほしいです。
46	自閉症	幼稚園で園長先生に自閉症って言われました。小学校時代いじめられました。	
47	自閉症	体制が整っていないなどを理由に、地域の学校へ入学できなかった。養護学校をすすめられた。	
48	自閉症	近くの幼稚園に入園希望で面談に行き、多動でいろいろな物に手を出して、壊される予測等で他の子どもたちに迷惑がかかると言われた。	自宅から遠くにある障害者の通所として幼稚園クラスの施設に送り迎えのバスで通う。同じ障害者ばかりなので健常者がいないという事で気が楽になる。
49	自閉症 知的障害	特殊学級の生徒が修学旅行に参加する際に、保護者の同伴を要求された。	

50	自閉症 知的障害	<p>特別支援学級在籍の息子が通級学級の合唱コンクールに参加するために、朝・放課後とも練習に参加していた。きちんと謳うことはできないが、ステージに立つことをがんばろうとしていた。合唱祭の3日前に転校生が入り、障害を間近で見たことのない彼に息子は拒絶され、クラス担任は、ずっと練習してきた息子に参加をとりやめさせ、転校生はステージに立った。</p> <p>文化祭のステージ発表を見学した私（親）と息子は本当にくやしく辛かったです。</p> <p>障害に理解があったクラス担任がクラスの和を重んじたための行動、特に思春期まっただ中の中学生のクラス、わかっている、特別支援のクラス担任も含め、何とかして欲しかったです。</p>	わかりません。ただ、もっとクラスで話し合ってほしかったです。
51	広汎性発達 障害 知的障害	<p>小学1年の5月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何度も話し合い入学した小学1年の時、「ワンワン」などの単語で話す、他の子によくないから困ると言われた。 ・できないことを責められ、失禁するようになり、「ほら、また」と指差され子と親でつらい思いをした。 	話し合ったが、子供が食事できなくなり、学校を辞めることにした。
52	アスペルガー 一症候群	わが子の障害について、「アスペルガー一症候群」であると担任の教師に伝えたら、「アスペルガー一症候群の子供は将来殺人犯になったりするんですよ」と言われた。	これは明らかに障害に無理解な差別発言としかみえませんでした。
53	アスペルガー 一症候群	小1の運動会練習時間、落ち着かない息子に対してお手上げ状態なのか、担任から「子どもは〇〇さん(うちの子)だけではないですから。」と言われた。	本人は虫が大好きで、外にいと虫に目が行ってしまい、より落ち着きを失ってしまう。母から本人によく話をすると同時に、母が行くことで子どもも安心するのであれば練習時間に行きます、と校

			<p>長に話し、了解を得て実行した。 →落ち着いた。 その後市教委に対してクレーム。 障害を理解している保護者もいるので、教員の障害理解不足による言葉が、どれだけ保護者を傷つけるか、指導徹底をお願いした。</p>
54	ADHD 二次障害	<p>中学校から今までの情報を引き継いでくれたが、「特別扱いはできない。他の学校に行ったらどうですか?」と言われた。中学校では特別支援の先生が心のケアをしてくれたが、高校では、本人が悪いことをして叱られても、なぜしたのかそうなった経緯などあまり聞いてくれなかったと思います。今の高校や社会は、二次障害にまでなった子供は実際見捨てられていると感じます。</p>	
55	精神障害	<p>学校で動作がのろいとまわりからからかわれた。</p>	
56	精神障害	<p>学校でまわりからへんな目で見られ学校に行くことができなくなった。</p>	
57	精神障害	<p>幼い時から、集団の中では言葉を発することができなかった場面緘黙児だった息子は、中学の時の教師に高圧的な態度で言われた。「そんなじゃ、ろくな大人になれないぞ」「言ってもわからないならこれだ!! (拳)」「親のしつけがなっていない」等の言葉に今もおびえている。</p>	
58	精神障害	<p>親とすれば、確かに手のかかる存在ではあるが、学校などで他人に「手のかかる存在」と言われると悲しい。</p>	
59	てんかん	<p>てんかんがあったことによるいじめで友達がいなかった。周りには汚い・気持ち悪い等言われていた。そ</p>	<p>担任の先生・養護の先生が親身に相談にのって欲しい。</p>

		のようなことがあったので、小学校3年の時に転校した。	
60	てんかん	大学進学を考え、予備校に試験と寮を塾関係者に相談したら、てんかんということで、うちを受験しないで欲しいというニュアンスの返事が返ってきて、興奮していた。	

5. 不動産取引

	障害種別	事 例	改善提案・感想など
1	脳性マヒ	公営住宅の申請書をもらいに行ったら「そんな体で自立なんかできない」と相手にされず申請書もくれなかった。	

6. 建築物

	障害種別	事 例	改善提案・感想など
1	身体障害	「もしもの場合（事故や故障があった場合）、非常口より1人で避難できない方はご遠慮ください。」と言われたが、それは、ロープで出来たはしごだった。そんなの無理なので（車椅子だし、全く歩けない）乗るなど、やんわり言われたようだった。すっごく待ったが乗るのをやめた。	
2	脊髄損傷	郵便局のスロープが急で、自分の力では中に入ることができなかった。	もっとなだらかなスロープにしてほしい。
3	視覚障害	エレベーターの説明に「障害のある方は1人では乗らないでください」と書いてあった。	障害者を排除する考えを改善して欲しい（表記を削除して欲しい）。便利なエレベーターを障害者が1人で使えないのはおかしい。

4	知的障害	障害用トイレを使って出てきたら、車イスじゃないのに入ってはいけないと言われた。手帳を見せたがわからないようでした。	
---	------	---	--

7. 交通アクセス

	障害種別	事 例	改善提案・感想など
1	身体障害 車イス	駅がバリアフリーになったみたいなので行ってみました。確かに段差はない。でも長い長いスロープと急な長坂でヘルパーさんもくたくた。大宮新都心駅ができてすぐに行った所はそれはすばらしいバリアフリーでした。やはり障害者の意見を多く長めに聞いたそうです。栃木県は恥ずかしい。無視された。	駅入口にエレベーターは造れなかったのかしら？直してほしいです。
2	身体障害	車椅子スペースに駐車しようとした時、三角コーンがあったので、近くに居た人に「車椅子の利用者なので、パイロンを動かしてもらえますか？」とお願いしたら、「自分で降りてやれ」と怒鳴られた。	非常に悲しい話である。思いやりの心が少しでもあれば・・・
3	身体障害	外出先でタクシーに乗車したら「ここからだと歩いた方が早い」と言われて乗せてくれなかった。仕方ないので歩きで帰ったがそれ以来、嫌な思いはしたくないのでタクシーは利用していない。	短い距離であっても乗車させて欲しい。
4	身体障害 車イス	市営バスを利用し、降りる際に車いす前輪が隙間に落ちて挟まり「バキッ」と音がした。（リフトはバスの運転手が操作して介助を受けていた。）その場では、確認できず自宅に戻ると、左側前輪近くの溶接部分に亀裂を発見する。後日、バスの運行会社に連絡する	市が運営するバスは、障害者料金が設定されている等、どなたでも利用することが出来る交通手段である。実際の運行を市町が民間のバス会社に委託する場合でも、最低限の教育を行う必要がある。また、こういった事例があった場合には、市町は、バス運行会社に対

		と「お前ら障害者はバスを利用するんじゃない。福祉タクシーを使えばいいんだ。結局、金を出してもらいたいんだろ。」と罵声を浴びせられた。数日後、バス会社の負担で修理することになったが、被害者本人は精神的にショックを受けた。	して、改善処置命令や是正勧告等の処分をとる必要がある。
5	身体障害 車イス	新幹線の自由席で、車椅子の居る場所がなく、いつもデッキにいる。	自由席にも、車椅子のスペースをとってもらいたい。
6	身体障害 車イス	車いす席が決まっていて、そこから移動できない。 前列の左右にあるために、首をあげたままで案内表示を見るしかなく首が疲れる。 一般席に移動できるなら良いです。一般席に移動できない障害者は、首が疲れながら見ないと見えない。	2,3 か所でも固定いすを取り外し ができれば、使うときだけは ずせば使えると思う。 或いは、見やすいところに設置 してほしい。
7	身体障害	お客に電車内で車いすが邪魔と言われた。	無視するよりない。
8	身体障害 車イス	エレベーターのない駅でホームに出るために、エスカレーターを一度停止して、駅員さんに支えてもらいながら移動しなければならない。そのとき、一般のエスカレーターを使おうとしていた乗客に舌打ちをされたり、不満な表情、迷惑そうな視線など…が、けっこう嫌なモノでした。我慢すればすむことなのですが……。	エレベーター設置を進めて欲しい です。 車いすで利用可能な施設があるのに、最寄り駅がまったく対応していないのはとても不便です。不快な思いや、怖い(物理的に危険)ことも多くなると思います。 車いすだけでなく、ベビーカー、足腰が不自由なお年寄りなども安心して移動ができることになるので、そういう設備や、ちょっとした段差がある場所のスロープ設置など、増えて行って欲しいです。
9	脳性マヒ	バスの停留所で待っていたら、「車椅子は乗せられない」とおいていかれた。断られた。	
10	脳性マヒ	タクシーを呼んできたら「車椅子は汚れるから乗せられない」と断	

		られた。	
11	脳性マヒ	タクシーに1人で乗ったら運転手に卑猥な言葉を言われた。	
12	脳性マヒ	「あんたみたいな人は出て歩かなければいいんだ。お客さんの迷惑だから」と駅員に言われた。	
13	肢体不自由	通所で利用している施設に近い駅を利用しようと、駅に確認の電話を入れた所、「時間帯によって人（職員）がいない。」「1人しか配置していないため対応ができない。」「エレベーターがない。」等を理由に次の駅を勧められ、一駅遠い駅を利用して通所している。	
14	脊髄損傷	一人では飛行機に乗れないと言われた。	一緒に乗る人に頼んで、事故の時助けてもらう約束をして乗ることができた。車椅子で一人であっても載せて欲しい。
15	脊髄損傷	バスのスロープが元に戻らず、降りるよう言われた。運転手が操作の仕方を知らないため、戻らなくなったがすぐには分からず、どこかへ電話して聞いていた。	10分くらいの遅れで済んだが、よく訓練しておいてほしい。
16	視覚障害	タクシーで目的地が分からず遠回りされ料金が倍額になった。また、わからないふりをして遠回りして料金が倍額になった。	目的地が分からない時、メーターを止める親切な運転手もいる。分からない時は会社に確認して欲しい。メーターを止めて欲しい
17	視覚障害	本人が乗りたい時刻や車両に乗せてくれない。車掌のいる車両に乗せられたり、駅員の都合で乗りたい列車、号車に乗れない。	希望する号車、列車に乗せてもらいたい、長時間待たされるのは差別と感じる。
18	視覚障害	バスに乗って空席を探していたら運転手から「さっさと座れ。見える見えないは関係ないだろう」と言われた。また、降りる時にも「さっさと降りろ」と言われた。	バスの運転手のような公共交通機関の職員はもっと障害者に配慮した対応をして欲しい。また、周囲の人たちもそのような対応を見かけたら見て見ぬ振りしてほしいで助けて欲しい。

19	視覚障害 肢体不自由	タクシーを利用し買い物に行き、帰る際に、タクシー乗り場でドアを開けてくれたまでは良かったが、乗せて欲しい事を伝えると、「やった事がない。」「別の車に乗ってほしい。」「腰が痛い。」等を話し、車を出してしまった。その後、何台か声をかけて、やっと利用できた。	乗務員の知識の周知がされておらず、利用者に不都合があった。乗務員さんにもできる方とできない方がいるとは思いますが、ちょっとした知識でできることなので、タクシー会社でその様な対応ができる研修とかを行ってほしい。
20	聴覚障害	窓口で身障手帳を掲示した時、受付の人が奥にいる駅員とやりとりしていた。途中私に奥にいる駅員がはなしているようだったが、内容が分からなかった。	聞こえないので近くに来て対応してほしい。
21	知的障害	バスの中で運転手やお客をにらんで困ると言われた。	
22	知的障害	雨の日に、バスカードにてバス通勤している者ですが、バスカードの残高が帰りの分不足してしまい、バス下車の時無賃乗車だと営業所にて責め立てられた。現金の持ち歩きしていたため。	
23	知的障害	療育手帳を見せても割引にならなかった。もたもたしていてどなられた。	
24	知的障害	中学の時、毎日バス通でした。駒生行と船生行を間違えて、くらい山のバス停で降りたようです。運転手さんが気づいておかしいとなんと思ってくれたら。こわ〜い。	
25	知的障害 自閉症	通学のバスの中で、からかわれたり、じろじろ見られたりした。「うるさい！」と叱られたこともあった。	自閉症の人は、独り言や独り笑い、常動行動が、他の人には奇異に見えると感じたりするのは分かるが、奇異な目で見ないでほしい。バスの中には、温かい目で見守ってくれている人もいた。
26	知的障害 身体障害	電車利用の際、上りホームはエレベーターがあったが、下りにはなくホームへ行くのに困った。	

27	広汎性発達障害 知的障害	バス通学中、バス停で待っていた私（母）に、運転手さんが、「降りないのにピンポンを押して困る」と怒鳴った。同乗していた他のお客さんが、「この子は、何もしていません。」と教えてくださいましたので、違うことがわかり、「あ、そう」と流されてしまった。	見た目だけで決めつけられ、とても悲しい思いをした。
28	中度知的障害 精神障害	タクシー乗車時に身体障害ではないので、割引の対象にならないと通常料金を取られた。障害者相談センターに相談、センターからその会社に障害の区別はないことを説明、理解を求め市にも報告したが、改善はなされずじまい。	国の制度であり、会社によって対応が違うのはおかしいと思う。ペナルティも必要ではないか。また、障害の定義をもっと周知していくべきだ。

8. 商品およびサービスの提供

	障害種別	事 例	改善提案・感想など
1	身体障害 車イス	レストランでbuffeスタイルのお店に車椅子の方が来店し、buffeに並んでいると「じゃまだ」などと言う客がいた。店内の通路は狭いが入口などはバリアフリーがなされていた。	障害者も入店しやすい環境整備と他の客からも偏見の目で見られないような雰囲気づくりも必要だと思われる。
2	身体障害	最初にこの食堂を訪れたときは、他のお客さんと同じテーブルで食事を取りましたが、二度目に訪れたときは別の所に案内された。（差別と感じた。）	障害者がお店に入れるような差別をさせないお店を多くしてほしい。
3	身体障害	飲食店入口に「ペット同伴（介助犬、盲導犬含む）お断り」の看板があった。	
4	身体障害	車椅子の利用者何人かと食堂に入ろうとしたが拒否された。	日本国自体が差別の国である。そこを正さないとだめ。（白人以外は差別する）
5	身体障害	車椅子でレストランに入ったら白い目で見られた。	

6	身体障害	事故があった場合、非常口から一人で避難できない方は御遠慮くださいと言われた。遊具に乗るなどやんわり言われたようで、遊具に乗るをやめたことがある。	
7	身体障害 関節脱臼	今まで一人で行ってもプールで泳ぐことができたけれど、係の人が変わったら、介助者がいないとダメと言われ、帰された。	一人で行っても泳げるようにしてほしい。係の人によって違うのは困ります。
8	身体障害 高次脳機能障害	老舗レストランに夫（当事者）と食事に行った。他の方は日当たりのよい眺めのよい部屋で食事をしていて、まだまだ空席があったのに、私たちだけ奥の暗い部屋に通された。	老舗レストランでは雰囲気の良い客を窓際など、他の人からも見えるように案内したいのもわかるが、あまりにも露骨で不快感を覚えた。杖をついている人間はそんな見苦しいだろうか。
9	脳性マヒ	車椅子であり、スペースが狭いという理由で食事ができなかった。	
10	脳性マヒ	コンサートで障害者用の席にいたが、コンサートが始まると、周りの方が立ち上がり、見えなくなってしまった。	
11	脳性まひ	レストランでの食事の際、両手が麻痺のため介助を要するが、自分で好きなように食べることができ、好きなように美味しく食べられるため、犬食いをして食べていたら衝立をされた。	
12	脳性マヒ	食べ方がきれいじゃないから他のお客様に迷惑がかかるとレストランで利用を拒否された。	
13	脳性マヒ	温泉で「みんなに迷惑するから入るな」と断られた。	
14	脳性マヒ	映画館の窓口で「危ないから。他のお客さんに迷惑がかかるから」と入場券を売ってくれなかった。	
15	脊髄損傷	独りで野球を見に行った時に介助者がいないと入れないと言われた。	一人で行った時でも見せてほしい。

16	脊髄損傷 車イス	友達がパチンコしているので、自分も行ってやろうとしたら、椅子が動かず車椅子ではやる事が出来なかった。 友達は抱えて椅子に移してもらってパチンコしていた。車いす用の駐車場は3つもあったが入ってみると、椅子が動かさなくて出来なかった。	体が不自由でもパチンコをしたい人もいるのだから、動かせる椅子を置いてやらせてくれてもよいのではないか。 店員も最初から別の所でやってくれと言っていたが、業界として椅子の何%かは動かせる椅子を置いてもよいのではないか。
17	聴覚障害	那須町のペンションにろうの夫婦が申し込んだが断られた。聞こえない人だけでなく、聞こえる人も同伴なら認めるけれどもそうでないときは受け入れられないというのがペンション側の言い分であった。また、ペンションで火災が起きたときのペンション側の条件（規約？）に、耳の聞こえないものは受け入れないとあるためというのも理由の1つであるようだ。その後、双方で話し合って和解に至り、ペンション側は陳謝した。聞こえなくても筆談できるし、聞こえない人に理解がなかった。それまでは、「ろう者だけ」の宿泊は断っていた。聞こえない人の情報がなかったために起こったことであった。	
18	遷延性意識障害	在宅療養中のデイサービス施設も、気管切開、胃瘻造設患者は看護師不足との理由で受入れを拒否されている実情があります。	受け入れ拒否の場合には「罰則規定」が必要。
19	高次脳機能障害	高額医療費の手続きで2回同じ窓口にとずねたら、またですか？といやな顔をされた。	窓口業務は初めて行く人も多いので何度でも説明してほしい。
20	高次脳機能障害 身体障害	靴修理の依頼に対して直したことによって問題（ケガや事故）が発生しては責任を負えないと拒否された。	本人としては弱者いじめであり、ストレスのはげ口ではないかと思った。

21	ダウン症	スイミングスクールで、ひとりにだけつきっきりで見ることができないので受け入れられないと言われた。	
22	知的障害	利用者さん4人と買い物で、レジにて時間がかかることが予想されたのか、他のお客を先に優先されました。	
23	知的障害	旅行の際、障害のある子が夜泣きをした際に旅館から外に出て行って欲しいと言われて真冬に屋外で子をあやした。	
24	知的障害	海外旅行の申込み時に、障害を理由に傷害保険の加入を断られた。	障害者の方が、旅行中の不安があるのだから、加入できるシステムをつくって欲しい。また紹介してくれればよいと思った。
25	知的障害	アトラクションで1人でも乗れるが、障害を理由に支援者の同乗を求められた。	地域の方々の障害者への理解を深めていけるような対策を行ってもらおう。
26	聴覚障害	ピザなどのデリパリーを注文したとき、FAX番号がなく、電話番号しか載ってなかった。	FAXがない場合、携帯電話のメール等で注文が出来るかと助かります。
27	知的障害 発達障害	スイミングスクールに入会をさせてもらえた(現在も続けさせていただいている)が、レッスン日が祝日のためお休みになる場合、通常は振替でほかの曜日のレッスンに参加できるのに、許可されていない。また、障害児の友達に口コミで誘わないように言われた。(障害児を受け入れているのを前面に出したくないためとのこと) 上記の対応をされた時、初めて「差別」を受けている感覚になったのをおぼえている。	ただ、実際にスクールで指導してくださるコーチは自閉症の専門的な勉強をされたとても理解のある方で、コーチについては恵まれた環境だったため、コーチとの信頼関係はうまくいき、本人は現在高校生になっているが、そのまま受け入れていただいている。

28	精神障害	商品購入の際、利用者である障害者が電卓計算した金額を本人が伝えたところ「大丈夫なんですか？」と不安がられた。福祉施設の利用者と認識すると何かと満足にできないのではないかと思われてしまいがちである。	
29	てんかん	スイミングスクールでの練習後、急にてんかん発作を起こしてしまったときに、見ることができないので、やめてほしいと言われた。	

9. 医療

	障害種別	事 例	改善提案・感想など
1	身体障害 車イス	身体障害により車椅子生活を余儀なくされています。子供は子供なりに自分を受け入れようとしていますが、何事にも身体的にも自由に素早い行動は無理と思います。しかし、通院時医師や看護師さんから早口で言った事務的対応により体調が悪くても通院する事を苦痛に思うようになり通院しなくなりました。	この中学2年生の親は病院の医師と話し合いをし、本人とのコミュニケーションを大切に向き合うようにして頂くようお願いして解決しました。
2	身体障害	医者や看護師は話す時、ヘルパーさんに向かって説明をして困っている。	本人に話しかけるよう病院に文書等で伝えたい。
3	身体障害	鼠径（そけい）ヘルニアで頻回に腸炎あり病院受診したところ、医師より「50代の健常者ならともかく、社会で働き盛りの人とは違うよね」「このまま様子見て腸が出っぱなしで最悪の状態になったら手術すればいいんじゃないの」「ぶっちゃけやりたくない」との返事、痛みもあり本人が手術希望だったため、他の病院に相談に行	公平な医療がされていない。現実 にショックを受けた。

		き手術をして頂いた。	
4	脳性マヒ	虫歯のため、歯科院に行ったら大きな口開けると怒鳴られた。	特にドクターは人を見下す方が多い。ドクターは頭でっかちで挨拶ができないやつが多い。
5	脳性マヒ	ある医師から言語障害や変形した首を真似たり笑ったりされた。	
6	脳性マヒ	歯科医院で、午前9時頃から午後3時頃まで待たされ、何回か順番を聞いたが「しばらく待ってて」と言われ、最後には「これから出かけるからできない」と言われた。	
7	脊髄損傷	何度も体に違和感を感じるので、診察を受けに行ったが、簡単な診察で判断して何ともないと言われた。がんが進行していたのに、検査をしなかったために倒れて救急車で運ばれて、検査したが手遅れで手術も出来ず、3か月後に亡くなった。	麻痺のある人は痛みを感じないので、注意して検査をしてくれるようにしてほしい。
8	脊髄損傷	骨が膨らんで、曲げることが出来なくなってしまったとき、直しても役に立たない骨だから、手術しないでそのまましておいた方が良くして手術してくれなかった。その為、外からわかるような骨の曲りが出来てしまった。	役立たなくとも、見栄えをよくしておくのは人としての尊厳、元に戻す手術をして欲しかった。
9	視覚障害	病院で付添いの人と一緒に来て下さいと言われる。付添い（ヘルパー）がいつも頼めるわけではない。	点字ブロックや音声案内、点字表記ラベルを各所につけて欲しい（各科、売店、トイレ）。
10	聴覚障害	大きな病院では筆談で対応してもらえないので、個人病院に行っている。	
11	聴覚障害	仕事中、ときどき頭痛がして上司に許可をもらい通院するが、通訳が到着しないうちに診察に呼ばれてしまった。手話通訳を待つよう医師に伝えるが、診察の時間があるからと手話通訳を待たずに診療を進められた。	

12	聴覚障害	診察で医師の言ったことがわからず、看護師が見かねて対応してくれた。その医師は筆談に応じてくれなかった。 病院へのこの苦情をアンケートに書いた。 次に診察を受けたときは、以前と比べて（アンケートの効果か？）医師は筆談に応じてくれた。	
13	聴覚障害	産科でのこと。妻が2人目を妊娠中で、妊娠7～8ヶ月の時、突然、立会人がないと出産を請け負えないと病院から拒否されたことがある。差別と感じた。 医師から筆談では対応できないと言われ、別なところで出産した。今はもうなくなった病院である。	
14	聴覚障害	血圧を測ってほしいと言ったのに「必要ないわよ」と看護師に言われてしまった（いつも言われる）	
15	聴覚障害	病院の電話予約ができないのでFAXで対応できないかと聞いたら、対応出来ないと言われた。予約出来ないので長時間待たなければならなかった。	
16	聴覚障害 (女)	医師・看護婦から「耳が聞こえない？それでは帝王切開するしかない」と言われ、病院を変えた	医師・看護婦の障害者理解が不足。もし、聾の私が帝王切開の文字が読めなかったら、とぞっとした。
17	遷延性意識障害	退院後、在宅療養での訪問診療を主治医の推薦の開業医では不十分のため、家族側より近隣の何軒かの開業医に直接交渉し快く了解を得たが、後日遷延性意識障害患者は診断に時間が掛かり、時間がとれないし特に人工呼吸器をつけている場合は経費が掛かり過ぎ採算が合わないという理由で断られた。理由は別にあり、訪問診療の開業医の選定は病院側の主治医が	救急病院からの退院後の訪問診療の采配は病院の主治医が握っており、家族の意向を無視し、自分の都合の良い選定しかしない。患者側の立場に立っておらず、患者を無視したまさに医学モデルの弊害そのものです。 このような馴れ合いを断ち切るのは至難の業であるが、やはり早く“社会モデル”に変換することが望ましい。

		牛耳っており開業医はそれにすぐわないと病院との関係に影響するため主治医の反対をしてまで引受けない実情がある。	
18	遷延性意識障害	遷延性意識障害患者は、殆どが気管切開、胃瘻造設状態で看護に手間がかかり、厄介がられ、症状が慢性化すると診療報酬が下がり家族が主張しない限り「回復不能」のレッテルを貼られ強制的に老人向け長期療養型病院へたらい回し開始の勧誘を受けたため、拒絶し在宅に踏み切った。	退院後の回復指針が皆無で在宅療養が出来ない場合は長期療養型病院への入院を強いられる。病院が遷延性意識障害患者を積極的に受け入れ易いよう、宮城方式のように、入院時に、病院に研究費等の名目で、助成金を出す。この方式は宮城県で昭和48年より始められている。
19	遷延性意識障害	療養型病院で機能回復としてリハビリを懇願したが、意識障害患者は効果ないと拒否された。	医師の再教育。リハビリが再生医療の一つだと言う事実を医師研修時のプログラムに導入する。
20	遷延性意識障害	医師による不本意な誠実性のない「一生寝たきりで治らない」などと非人間的で無慈悲な発言を受け、家族として想像を絶する大きな落胆と動揺を覚えた。	家族会の会員の患者では、絶対治らないと言われながら、全快に近く回復した例も多くある。現在の“医学モデル”社会を障害者本位の”社会モデル“社会に換える。医師が余りにも自信過剰です。
21	遷延性意識障害	治療が完全でないにも拘わらず、治療途中で頻繁に転院を迫られる。多い場合には11回、平均6～7回も転院させられている。	病院が遷延性意識障害患者を積極的に受け入れ易いよう、「宮城方式」のように、入院時に、病院に研究費等の名目で、助成金を出す。この方式は宮城県で昭和48年より始められている。
22	遷延性意識障害	患者が物を言えないことをよいことに医療ミス認めようとしなない。家族会員の子女が吸引による出血で応急措置で一命を取り留めたものの、専門の耳鼻科に転院させず、自分達だけで治療を続け、最終的に死亡に至った例があります。	医師、看護師の遷延性意識障害患者の看護知識不足（不適正な吸引作業による気管内の肉芽発生の危険性及びその治療法）によるものだが、医師はとかく自分の技量に過信し、耳鼻科等への医療援助を求めたがらない独特の体質がある。医学モデルの弊害です。
23	遷延性意識障害	遷延性意識障害を「脳死」と同等扱いされた。	医師の根本的に「生命の尊さ」を再教育。特に研修期間。これも医学モデルの弊害です。

24	遷延性意識障害	尊厳死協会の関係者が、遷延性意識障害患者が、2カ月以上回復しない場合は、尊厳死の範疇に入れるべきと提唱しており、断固として反対したが、拒否され、その団体は寧ろ積極的に法制化を進めている。	医師の根本的に「生命の尊さ」の倫理感の再教育が必要。また家族会を通じ尊厳死反対の国会議員グループに加勢する。尊厳死もやはり医学モデルの弊害か。
25	遷延性意識障害	遷延性意識障害患者は重度の感染症を起しやすい。敗血症状を併発し、輸血、透析を2度繰り返した時、医師は命を助けるのが本命にも拘らず、尊厳死を何度も提唱された。家族は拒絶。	医師の根本的に「生命の尊さ」の倫理感の再教育。これも医学モデルの弊害か。
26	遷延性意識障害	やっと転院が決まっても、先方の病院から、患者が意識障害の場合、「心肺停止となったら心肺蘇生をしないという条件なら受け入れる」という返事が返ってきたので、こちらからお断りした。	医師の根本的に「生命の尊さ」の再教育。医学モデルの弊害です。
27	遷延性意識障害	遷延性意識障害患者は物が言えぬため、医師の診断は最新の診断計器に頼らざるを得ない。悪くなる前の患者の兆候を的確にキャッチし、悪化を防ぐ「予防医療」が優先されるべきところ、それが一番詳しい家族の訴えを真剣に聞かない。	遷延性意識障害患者は特別に家族からの進言により、予防医療の診断を実施できるよう、国は今の保険制度の追加補正を行う。
28	ダウン症	大学病院に通院していたが、個人の病院でも予防注射や風邪ぐらいなら診てもらっても大丈夫ですよと医師に言われたので、個人の病院（他の兄弟がかかっていた）の先生にダウン症の事を話すと「残念だったね。」と言われたのがいまだに忘れられない。	医師の言葉のドクハラではないかと思う。（女医でした。）
29	ダウン症 精神遅滞性精神障害	病院の待合室で、声を出していたところ、直接言われた訳ではないが、「近く（地元）の病院に行けばいいのに、わざわざ何でここに	

		来るんだ。」と他の受診されている方が話していた、と聞いた。	
30	ダウン症	病院で早くに受付をしたのに、診察を一番最後に回された。	
31	知的障害	入院した際、病院では見られないので 24 時間付き添いを求められた。	障害者でも安心して入院、治療できる人員体制の確立。
32	知的障害	入院では、じっとしてられない、大声を出すなど、周囲に迷惑をかけると退院させられます。	環境の変化に本人が対応できないことが原因とされますが、必要とされる医療を継続させてやりたい。
33	知的障害	ある病院で言語障害もあるので、診察は出来ないと言われた。	
34	知的障害	性交渉があり、妊娠した可能性もあるので通院すると「子どもが出来ないようにすれば良い」と医師から言われた。	
35	知的障害	血液検査を依頼したら、障害のある子を足の先から頭まで差別的な目で見て看護師と目くばせして、「ここは男手もないし、リスクを伴うので前のところでやってくれ」と「前は施設でやったが、今はやっていないので是非お願いします。」と何回言ってもとりあわずとても体格のいい男の医師でした。	少し手を貸してくれれば出来るはずです。厄介者は追い這われたとの思いで辛かった。障害のある子を理解してくれる医者が居たならどんなに助かるか。
36	知的障害	子宮がんの検診に連れて行きづらいです。	
37	知的障害	待合室で順番を待っている時、大声を出したので注意をしていたら、他の人からもうるさいと怒鳴られ、もっと騒いでしまったので外に出て待っていた。	
38	知的障害	婦人科集団検診時、触診など経験が無かった為、少々騒いでしまった。すると、医師から「障害者は受けなくても良いのでは？」と言われた。	

39	知的障害	言語障害があることから、診療を拒否された。	
40	知的障害	病院の待合室で椅子に座っているとき、小学生の女の子が嫌な顔をしてその場を去って母親のところへ行った。	
41	重度知的障害	大学病院に入院しなければならなかった方が、完全看護のはずなのに、障害を理由に付添を要求された。	家族は離れた所に住み付き添えないので、有料サービスを利用したため、高額な費用負担を強いられた。病院の体制や家族へのせめての補助が出せないものか。
42	知的障害	入院することになり、病室の説明もないまま一般病棟で付き添いでお願いしますと言われた。違う診療科では説明を受けた上で小児科病棟で入院できたと話すと「こういう子は普通の人よりも早く入院して付き添い付きでなくては困る」と言われた。	
43	知能障害 肢体不自由	虫歯を治療していただく連れで行きましたが、上手に椅子に座れなかったためか、医者は無言のまま何も診てくれず帰されました。	
44	中度知的障害 自閉症	重度のガンを患った方が、不安定から自傷行為が出たところ（血が出るまで身体を搔く、頭を打ち付ける）、ガン治療は点滴で危険があると入院治療を拒否された、在宅治療で半年後に亡くなられた。	医師や病院に障害に対する理解をもっと持ってもらいたい。このような人たちの治療をする専門の病院がほしい。
45	重症心身障害	病院が変わってから、通院時ほとんど話を聞いてもらえなくなった。また、血液検査も「こういう子は採れないでしょ」と言って、やってもらえない。（以前の病院はやってくれた。）	こういった人たちだからこそ医療の力を借りたいと思っているので、とても残念です。付添はしっかりするので、診ていただきたい。
46	重症心身障害	熱が出て救急で診察してもらい経過を話すと、夜間救急センターの医者から「普通の子供が来る所な	夜間にやっているので安心して行ったのに（ただの風邪ではないのに）診察して欲しかったです。

		ので大きい病院に行ってください。診察すると夜間診療代を払うことになるので」と言って痙攣があるにもかかわらず診察してもらえなかった。また、「そんなにしゃべっているならば大丈夫です」とも言いました。外は大雨でした。	
47	広汎性発達障害	転んで前歯が欠けてしまい歯科医院を受診しました。泣き叫んで治療ができず、「しつけが悪いからこういう子になるんだ!」と怒鳴られました。	医療関係者でも、この程度の認識なんだと悲しく感じました。
48	自閉症	保育園に通っていた頃、歯医者をごにしようか困ってた頃、園に検診に来ていただいた先生の所に行ってみたのですが、不安な状態のこどもに対して怒ったり、怒鳴ったり、最後にはビンタをされ、最終的には「うちでは治療はできないので他に行ってください」と言われた。	その頃は、障害者専門の歯科医があることを知らず、4, 5軒歯科医を回ったのですが、結局治療できず、専門歯科医を知り治療を受けられました。
49	自閉症	治療をいやがる子供に、他の子はあやしたりして何とか受けさせるのに、障害を伝えたら、あっさり治療を断られた。	泣いて帰った。障害のことを伝えなければ、他の小さいこと同様に治療してもらえたのかも知れないと思ひ悩んだ。
50	自閉症	フッ素をいやがって泣いていたら寝てしまったので、再度塗ることをお願いしたところ、「塗ればいいのですか。フッ素を理解したうえででない」と言われ、障害のことを伝えてあったのに配慮していただけなかった。	泣いて帰った。障害のことを伝えなければ、他の小さいこと同様に治療してもらえたのかも知れないと思ひ悩んだ。手鏡を持たせたら、安心したのか見ながらやれた。 ※現在もその歯科を利用、矯正もやった。

51	自閉症	<p>病院が嫌いでスムーズに診察が受けられなかった。</p> <p>薬のほかにガーゼも出すか聞かれたので、自宅近くに店がないのでガーゼも出すようお願いしたのに入れてもらえず、帰宅後、看護婦から電話があり、「ガーゼを忘れたので今から見せに来てくれ。生まれたばかりの赤ちゃんと、しつけの悪い子を連れて大変だろうけどね。」と笑いながら言われた。</p>	
52	自閉症	<p>重度の自閉症の男性が陰のう水腫でたびたび水を抜くことを繰り返していたが、それほど大変な手術ではないので、ついに決意して病院での手術を申し出たところ、「こういう子は言ってもわからないので、私は手術できません。」と断られてしまった。仕方なく市内の別のクリニックに行き、そこで無事に手術をしてもらうことができた。</p>	<p>町医者では診られないということで大きな病院を紹介してもらったが、担当ドクターが変わり、一度溜まった水を抜こうとしたら、かなり痛かったらしく（下手だと痛いらしい）、暴れてしまったために、完全拒否されてしまったようだ。障害をもつ人に対して、偏見をもたない病院がもっと必要だと思う。</p>
53	広汎性発達障害 知的障害	<p>障害を伝え、休日診療へ行き、診察してもらおう時、先生を恐がっていたら、「こんなじゃ診れない」と言われ、そのまま帰ることになった。診察してもらえなかった。</p>	
54	発達障害	<p>障害のない兄のメガネの処方箋のため受診した。弟もその前に受診しており、「自閉症」であることを伝えていた。弟の検査もこれといった混乱もなく受診したが、なぜか、兄の受診の時に「この子は普通なんですよ？」と半分笑いを浮かべながら言われた。</p>	<p>兄弟であると同じような障害があるという思い込みなのか、何かわからないが、とてもその時の言い方といい、不用意に兄の前で言った気遣いのない言葉といい気分が悪かった。その時からその病院は受診していない。</p>
55	知的障害のある自閉症	<p>「こんな大変な子どもを診てやっているのだから、ありがたく思ってもらわなくちゃ」と医師に言われた。</p>	

56	知的障害のある自閉症	脳波検査のための薬を使っても眠らなくて、検査技師の方からどうしてこんな大変な子なのに検査をするのだろうか、検査するのが面倒なような態度だった。こんなに太ってとか体型のことまで言われた。対応の驚いたのと、辛い思いをした。	きちんと検査を受けられる患者ばかりでないはず。障がい特性を理解と気持ちを汲んだ対応をしていただきたい。
57	うつ病	職場の水道で「抗うつ剤」を服用しているところを上司に見られ、「人を相手にしている職場で、このような病状の人に仕事は任せることはできない」と言われ、嫌がらせを受け、耐えられないような思いをして辞めさせられた。	病状を尋ねることもなく、一方的に決めつけて、あげくは職場内に吹聴し、相手が苦しんでいるようにも見え、この時の悲しさ悔しさは絶対に忘れられない。
58	精神障害	最初は医者もその病名“精神分裂症”を本人には告げず、そっと付き添い者に告げていた。医者自身にも偏見があったようだ。	
59	重症心身障害 點頭てんかん 1種1級 A1	いつもは薬で痙攣が抑えられているが、その日は痙攣止め（坐薬）を使用したが痙攣が治まらなかった。38.5℃の熱が出ていた為、熱から痙攣が誘発されているのではないかと思い、救急に行き診察してもらおうとしたが、痙攣した経過を話すと、女医さんに「ここは普通のお子さんが来るころなので、大学病院に通っているのなら、そちらに行ってください。診察すると夜間診療代も支払うことになるので。」と言われた。外は大雨の中、痙攣が10分おきにきていて、薬でも治まらず何が原因の痙攣かもわからない状態なのに、診察をしてももらえなかった。「そんなに喋っている暇があるなら普通の子じゃなくても診て下さい。」と。今でも思い出す。	大学病院は、救急医療でも救急車で運ばれて行くような重度の受入れ病院だと思い、夜間救急センターを訪れた。そのことを説明しても夜間救急センターの方には分かってもらえなかった。その後、大学病院を受診し、他の病院へ行ったが診察してもらえなかったこと、6時過ぎから痙攣が続いていることを伝えた。 夜間やっているので安心して行ったのに、ただの風邪ではないのに、診察してほしい。

60	アンジェ ルマン症 候群	6ヶ月健診でまだ首が座っていなかった。その時に保健師さん（年配の方）にいきなり「脳性麻痺かい？」と大勢の人達の前で言われた。その時は障害名がはっきりしていなかったのでショックが大きかった。	
61	難病	足の手術をした時、術前のカンファレンスでは「腱の傷んでいる所をこそげ取る」と聞いていたが、術後の説明で「傷みがひどかったので切った。歩ける人なら腱を繋げるが、切ったままにした」と。	患者側としては、いつか歩けるかもしれない希望がある。手術室の前で待っていた家族に一言言って欲しかった。
62	パーキン ソン病	大部屋で入院していました。病名は？と同部屋の人に聞きましたが、答えませんでした。そして、私だけ仲間はずれです。寂しいです。プライバシーがあり話しても理解できないと思いました。つらい入院でした。	

10. 知る権利

	障害種別	事 例	改善提案・感想など
1	脊髄損傷	役員会が夜の為、出られないと言ったら、中止した。 昼やることが出来ないわけではないが、10人の内一人が都合付かなかっただけ。	欠席が出て情報を提供し実行すべきと申し出たら、すぐに昼行うことになった。
2	視覚障害	テレビで「ご覧の所へお問い合わせください」と言われている。	内容を音声で伝えるようにして欲しい。
3	視覚障害	道を尋ねたり、病院へ行って薬の説明を受けたりする時、幼児語（赤ちゃん言葉）で大声で説明されたり、付添い人に説明された。	視覚障害なのに発達障害扱いされる。対応は普通にして欲しい。本人に説明するようにして欲しい。
4	視覚障害	誘導チャイムの音が迷惑と言われ、小さい音にされた音響信号がある。	施設の職員や警察の人が住民等に充分説明する様にして欲しい。思いやりを持って相手の立場に立つ

			て考えて欲しい。
5	聴覚障害	東京へ行くときなど宇都宮線を利用している。乗車して思うことは、電光掲示板がない。また、何かあったとき表示がない。例えば、次の停車駅の情報や何か起きたときには車内放送があるが、文字での放送がないのでわからない。	電光掲示板をつけてほしい (改善)
6	聴覚障害	テレビを見ていて手話が小さいと思う。首相官邸での話到手話通訳がいるのはわかるが、手話が小さい。また、生放送以外のニュースの時は手話の部分が省かれている。手話ニュースにはきちんとついているのに。	
7	聴覚障害	テレビの話。CMにも字幕をつけてほしい。新しいことばは、CMから生まれてくることもあるので、字幕をつけてほしい。	
8	聴覚障害 (男)	リフォーム工事用談中工務店の男がろう者を侮辱する言葉を発した。 通訳者は当時通訳しなかったが、今3年ぶりに会い告白した。	なぜ通訳者は、失礼な言動があった事を、すぐろう者に知らせなかったのか。
9	聴覚障害 (女)	夜間に顔をヤケドしてしまった。手話通訳者が居ないためにメモを書いても通じない。消防署・警察・救急車も同じ。	出来るなら、手話通訳者もついて欲しい。 24時間どこでも派遣出来るように設置してほしい。

11. 参政権

	障害種別	事例	改善提案・感想など
1	重度知的障害	投票に行くと、字が書けないなら出来ない (参加しなくても良いのでは?) と言われた。	状況を説明し、指差して投票をさせてもらった。

12. 警察および司法手続

	障害種別	事 例	改善提案・感想など
1	車イス	最近友人（40年のつき合い）が亡くなり、身内が1人も出席のない中納骨をしてきたが、弁護士が全ての財産管理をやっていて、あやしく、悔しい思いをした。弁護士には私に電話をしてくれと言っても連絡してくれない。	県弁護士会か病院にこれから、最後の時の様子を聞きに行きたい。
2	聴覚障害 肢体不自 由	駐車禁止除外指定車（標章）申請 ・申請時に、警察から連絡するときにはFAX対応でとお願いしたが拒否された。その後条件付きで対応となった。 条件：①警察からのFAXを受け取ったら、返事を送る。②返事は窓口が開いている時間のみ。昼休みを含めて時間外は受け付けないとの条件が付けられた。 ・家族全員聴覚障害者であることは「ありえない」と言われた。	現在では様々な障害を持った方が地域で暮らし、家族形態も様々になっている。障害者のみの家族形態否定、障害に応じた通信手段の拒否は非常識であり人権侵害と考える。警察内部での意識改革のための研修を望む。
3	聴覚障害	自動車免許更新時、補聴器を忘れて更新できなかった。 その際、対応のすごく悪い課長がいて、たまたまその人にあたってしまい、命令口調で対応された。ろう者に対する対応がすごく悪かった。いじわるな課長だった。 警察署での更新では、補聴器の検査はほとんどされない。その時の対応の悪さは、課長の個人の性格の問題だと思うが、非常に傷ついてしまった。読話のためにマスクを外してほしいと訴えても外してくれないことがある。	

4	聴覚障害	免許更新の時、耳が聞こえない為、筆談でお願いしますとメモを見せたのに、職員に口頭で対応された。もう一度お願いしたら、分かってくれ筆談で対応してくれた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう者に対する理解が欲しい。 ・公共機関なので、その人に合った対応が出来るように指導してほしい。
5	重度知的障害	目を離したすきに、姿が見えなくなってしまい、近隣を探したが見当たらず、警察へ届けに行くと、「障害者は家できちんと見てもらわないと困る」と迷惑そうに言われた。(一応他の署へも連絡はすると言われたが)その後、家の近くにいた子どもを無事発見し大事には至らなかったが。	
6	知的障害	ものをとられたと言っても信用してくれない。話をよく聞いてくれない。	
7	知的障害	お互いに避けようとして同じ側になり、鉢合わせになり、自転車とぶつかった。本人は腹が立ったらしく、女性をたたき、走って逃げてしまった。自転車の女性にすぐ追いつかれ、パトカーを呼ばれてしまった。女性は胸を触られたと主張し、本人だけが警察に連行された。本人は何の反論もできず、調書には警察官が作った文章が書かれており、本人(同程度の知的障害者を含む)が言えることができない内容が綴られており、明らかに取調べ官の言葉に対して「ハイ」と返事をしたと思います。同時に警察は「知的障害」と「健常者」の区別は人権の差別になるからと健常者に対する取り扱いをして、1ヶ月くらい首が痛いと言っておりました。少しでも知的障害者に対する対応をしてほしいと思います。	<p>当日も知的障害者の特徴を申し上げ抗議しましたが、やっと本人に合わせてくれましたが、それでも加害者扱いされ、帰宅できませんでした。翌日、翌々日も抗議に行きましたが、翌々日の担当官は会おうともしません。まったく知的障害者に接する知識はありません。</p> <p>知的障害者の特徴を書いた小冊子を渡してきました。誤認逮捕は他人事ではありません。</p> <p>国民を守る警察こそ、知的障害者に限らず、すべての障害のある方に対する知識を知って欲しいし、知って当たり前と思います。</p> <p>また、弁護士に相談に行ったところ、訴訟人が知的障害者だと逃げ腰になったり引き受けようとしません。司法界にもあきれます。</p>

		また、警察があるから、国民、県民、市民は安全が守られていると、上から目線で我々を見ている。日本国は多くの国民がそれぞれ種々の職を行って初めて国が成り立っていると思います。	
8	中度知的障害の親子	親の妹が亡くなった時の財産分与で、相続放棄の書類にサインし印鑑証明もつけたのにもかかわらず、司法書士より病院での検査及び後見人をつけるように強く求められた。障害相談支援専門員から後見人に強制されるものでないし、問題はないとしたところ、責任をもてないと手続きを断られた。	自分の責任問題のために後見人を強要するなど、専門の立場の者が立場を利用して本人の権利を奪っている。もっと障害に対する理解を持ってほしい。
9	自閉症	当時思春期で陰毛が生える頃、本人はとても気にして、パンツのゴムを開き眺めたりいじったりしました。その行為をバス停でバスを待っている間もやっていたらしい様です。たまたま、目の前に若い女性がいたらしくわいせつ行為と警察に訴えられました。警察の態度も淡々と事務的、その上に口調が強く、本人は何も言えないので、説明しようとしたのですが、その余裕もなく、ひたすら謝って帰ってきました。	説明をしたかったのですが、あまりに厳しい口調でしたし、また、本人をその場から早く連れ出したい気持ちもあり、言い訳をせずに帰りましたが、もう少し事情を聞いてくれてもよいのではと思いました。障害者も変質者も、警察にとっては同じく思われているようなので、もう少し理解して欲しいと思いました。
10	自閉症知的障害	無断外出が止まらないため、基本的にはマンツーマンに近い状態で、必ず誰かしらその人達のそばにいるようにしたり、日中活動を充実させたりそれなりの努力をしてはいるが、とにかく、無断で外出してしまうことが頻繁な方がいて、いなくなっても自分で戻ってきたり、園内に隠れていたたりすることが多いのだが、その都度警察	人権というものを保障するなかで、警察が指導して下さる内容は、時として、入所施設では禁止事項と思われることが多く、私達の立場に立ってみると、無断外出を完全に止めることは難しく、今後どういう対応をとればいいのかわからず混乱してしまう。

		へ届けるように言われたり、もっとよく探してからにしろと言われたり、GPSをつけろと言われたり、鍵付きの部屋でみていくよう言われたりしている。	
11	注意欠陥・多動性障害 (ADHD)	2012年、原付の免許を取るとき、リハセンに2011年10月くらいまで通院していたので、きちんと書いて提出して、なに事もなく免許を発行してもらいました。その後、片目失明により適性検査を行うとき、発達障害だと言ったら、診断書を持ってきてくれと言われた。免許を取ったのが3月で、ADHDときちんと書いてOKが出て、適性検査は、その年5月ごろでADHDときちんといってよくわからないようなので、発達障害の中のADHDと言ったら、診断書と言われた。なぜ免許を取ったときは診断書と言わず、何か月もたっていないのにと不快に思いました。	
12	注意欠陥・多動性障害 (ADHD) 二次障害	家で親がいないとき、カーッとなり、自分で警察に電話をして「自分を捕まえろ」と言ったのだが、警察に行っておちつきを取り戻しました。48条で精神科で見てもらわなくては返せませんと言われた。その後も心ない警察官からは、自分は被害者なのに「どうせおまえがなにかやったんだろ」などと言われ、親としてもとても悲しく辛かった。	

13. 所得保障

	障害種別	事 例	改善提案・感想など
1	視覚障害	障害者は健常者より働き場所に困るのに、給料は少なく、医療費は多大にとられる。生活すらできなくなると心配になる。	障害者は医療費を全額免除にするなどの対策をしてほしい。
2	精神障害	障害者年金についても、当初は病気自体に気づきにくいため、発病の時期が不明瞭、また家族もそれが障害者年金の受給対象になっていることさえ知らぬまま、その対応に追われているうちに年金申請の時期を逸してしまい受給されなくなってしまっている場合が多い。 (わが家もそうである)	
3	精神障害	法律上は、身体、知的、精神の3障がいも同等に扱うと言われながらも、精神科以外の医療費は一般と同じ、頼れる施設も就職の場も少ない等、精神障がい者については家族の負担に頼るところが多く、家族も疲弊しがちである。	

14. その他

	障害種別	事 例	改善提案・感想など
1	身体障害	股関節に異常をきたし正常な歩行ができない時期があった。デパートの駐車場を足を引きずるように歩いていたら、後ろから来た大人の人に「びっこだ」と周囲に聞こえるように言われた。この時の屈辱はいまでも忘れられない。 (現在は手術をしたので正常に歩行できている。)	一時は、人前に出ることが嫌で嫌で仕方なかった。
2	脳性マヒ	役所の窓口で無視されたり言葉使いが3、4歳位の話し方をされる。	
3	脳性マヒ	家族から「結婚すると苦労するから」と言われ反対され「今まできれいだっただのにけがれた」と人形扱いされた。	
4	脳性マヒ	「その体で働けないくせに自立、自立と言うな。くやしかったら働いてみろ」と言われた。	
5	脳性マヒ	バスの中でそばに座ったら知人が嫌な顔をして遠く離れて座った。	
6	脳性マヒ	成人式の通知が来なかったため、聞いてみたところ「障害が重いため」と断られた。	
7	脳性マヒ	弟の彼女から「弟にこんな障害者の姉がいるなんて聞いてなかった」。初めて会った時そう言われた。	
8	脳性マヒ	義理の妹の家族から手紙で「お姉さんの面倒はあなたが見るべきではない。お母さんのところへ帰ってもらえ」と書いてあるのを脳性まひの弟が見てしまった。	
9	脳性マヒ	友達から「あなたは車椅子だから高い所は無理で連れて一緒にには	

		行かない。みんな困るから」と言われた。	
10	脳性マヒ	飲食店で、食べ方を真似された。汚らしいと笑われた。	
11	脊髄損傷	車椅子でタバコを吸っていたら、タバコを吸う権利はないときつく叱られた。	
12	脊髄損傷	車椅子になったら友達が離れていった。世間から同情の目で見られた。悲しかった。	
13	脊髄損傷	実の父にかたわ者と言われた。かたわ者に洋服はいらないと言われた。	家族の理解がほしい。
14	肢体不自由 高次脳機能 障害	車椅子専用トイレを健常者が使用していたり、着替えをするのに使用している者もいます。個人のモラルの問題もあると思いますが、我が子は車椅子使用で、重度の高次脳機能障害も持っており、排尿を我慢することができず、股間を抑えた時には発射寸前の状態になります。そのようなときには、使いづらい男子トイレの洋式を使ったり、物陰で尿器を股間に持っていき、用を済ませる時もあります。	男女のトイレ内に車椅子と健常者が共用できる洋式トイレを増設してもらいたい。
15	肢体不自由	車イスに乗っている障害者の頭から足までじっと見ている。	
16	視覚障害	近所の人があると、親に奥の部屋に居るように言われた。	悲しい思いをした。親が障害を受け入れて改善された。
17	視覚障害	道を尋ねたが知らないと強い口調で言われた。	白杖を持っている人は視覚障害があるということを理解して、困っている時は手を差し伸べて欲しい。
18	視覚障害	スーパーでヘルパーさんと買い物をしていたら「目が悪いの？かわいそうにね、きっと前世で悪いことをした人が居たから罰があったのね」と言われた。	性格直したらと思いました。障害者を理解してもらうために、障害者に関連したフォーラムや、ボランティアに、積極的に参加してもらいたいです。

19	視覚障害 (白子症)	人前に出るのが嫌なのか、親戚の集まる葬式や結婚式などには同行させてもらえなかった。	親の障害に対するコンプレックスが強かった。もっとおおらかでもよかったのに。
20	視覚障害 (白子症)	近所の子の家に遊びに行ったら、病気が移るから帰ってと言われた。	いわれのない差別で、親に相談しても、そんな人とは付き合うなどしか言われなかった。
21	聴覚障害	人種差別と批判	差別を助長させる、言いたい放題(近所の人に筆談しても無視された。)
22	聴覚障害	クレジットカード使用しないため解約したくてインターネットで調べたところTELNoしか記入されなくて通訳を頼んで、TELかけてもらったが本人でないため解約拒否された。	FAX・郵送でも解約できるように改善してほしい。 またNoを明記してほしい。
23	聴覚障害 (女)	美人で頭良く人気者の妹(ろう者)に姉が嫉妬し、いじめ暴力を受けた。	姉妹のケンカというよりも障害者理解の不足を考える。
24	盲ろう	証券会社で、重要書類の代筆は本人の家族でも認められないと断られた。(第三者による代筆は可能とも言われた。)	金融などで書類への記入は本人の家族の代筆を認めるようにしてほしい。
25	オストメイト (人工肛門)	多目的トイレから出てきたら、外で待っていた車いすの障がい者に健常者は障がい者トイレを使用すると言われた。私はオストメイトですと言ったら首を傾げていた。	健常者のように見えても、障がい者がいることを広く社会に広報して欲しい。 以前、この様なときにブロックサインで、オストメイトであることの表現に「ブロックサインのポスター掲示を県障害福祉課にお願いし、多目的トイレに掲示できるよう当協会で作成し、各市町に配付して頂いたが実行して頂けた所と、出来ない所がある。(出来ない所が大部分である)全国に先駆けて栃木県が最初に行ったものです。オストメイトを知らない他の障がい者も居るので、これからもこの様な問題が発生すると思う。学校教育に取り入れて子供のうち

			から、いろいろな障がい者が居ることを教えて欲しい。
26	先天性心疾患 知的障害	生後2年半ほど入院生活を送る。退院して夫の田舎へ連れてゆこうとしたら、義母から「生まれたことを田舎には伝えていない。連れて行かないで。」と、義父からは「こんな子は家の家系にはいない。」と言われ続けた。	
27	先天性心疾患 知的障害	バスの中で、乗り込んできた中学生に大声でからかわれた。	
28	先天性心疾患 知的障害	商店街で子供が泣いたら「親の育て方が悪い。」といわれた。	
29	先天性心疾患 知的障害	家族で旅行の時、子供が夜泣きをした。宿の主人から、外へ出て欲しいと言われ、真冬に屋外でしばし子供をあやした。	
30	ダウン症	近所の口の悪い奥さんに（トラブルメーカー）障害者のことをアップラパーという言葉で表現した事も忘れられない出来事だった。	今は理解し、優しく接してくれている。
31	知的障害	大きな音やマイクを通した声や音が苦手なため、スーパーやデパートに連れていったとき急にアナウンスが流れたとき、唸り声を出した。（発言がない為）周りの人がサーと離れてじろじろ見られて辛かった。	
32	知的障害	公園の遊具で皆で遊んでいたところ、公園の管理者が来て「皆が遊んでいると子供達が怖がって遊べないから、遊具で遊ばないようにしてください」と言われた。	地域の方々の障害者への理解を深めていけるような対策を行ってもらおう。
33	知的障害	福祉施設内において、障害の程度によって、態度、言葉づかいに変化があります。	

34	知的障害	コンビニの店内で、じーっと見られ、コソコソ話しをされた。	
35	知的障害	歩きながら、馬鹿にされるような言葉を話された。	
36	知的障害	宿泊先の大浴場で一般の女性客が、施設利用者の入浴と重なった際に、大きな声で「他の浴場は無いのかしら」と話していた。	福祉業界以外の方が障害のある方と接する機会が少なく、誤解からくる偏見を招いている。学校教育の時点から障がいのある方と接する機会を設けるべき。
37	知的障害	スーパーで買い物をしていて知らない婦人にあいさつをしてみまい、「変な人がいまーす」と大声を出された。「何かしましたか?」と問うと、「別に何も」という返事だった。	スーパーの店員さんに「お騒がせしてすみません」と謝ると「大丈夫ですよ」と言ってくれた。(確かに変な人ではありますが)
38	知的障害	会話の中で「～の家の子供は頭がおかしい」など家族全体を差別するような話が聞かれた。	地域との係わりが少ない感じである。
39	知的障害	買い物をしていたら何人かの人々ににこにこして何かを言いながら歩いている人がいると話をしている声が聞こえてきました。親が子どもにそばに行ってはダメと言っている声も聞こえ、見に行ってみると娘でした。笑いながら見ている人もいました。	はずかしくはないので、本人のために連れていけるところには行っています。
40	知的障害	宿泊先のホテルで、不審な人が別階の部屋のドアをノックしたとフロントに通報があった模様。フロントから施設側に、利用者で、別階で歩き回っている人がいないか確認するようにと指示があった。なお、翌日出発の日、謝罪は全くなかった。	疑われる方の立場になって考えてほしく、せめて謝罪が欲しかった。
41	知的障害	毎月の自治会班長会議で子供の帰省により参加出来ないかもと発言したところ「あんたの家にはバカがいるんだ」と言われた。	

42	知的障害	子供を妊娠した時に、義父母から「バカな子が生まれたり困るのよ。」と言われた。	
43	知的障害	不審者扱いをされた。	
44	知的障害	バスを待っているときに高校生にバカとか死ねとか言われるそうです。	その時はおまわりさんに言うように言っています。
45	知的障害	27年前に、道路にただ立っていたとき、警察へ「不審者がいる」と電話され、無理やりパトカーに乗せられた。そのときのことは今でも(31歳)覚えていて、警察署の前を通るたびに「ここ、行ったねー」とよく言います。	
46	知的障害	人のことをじーと見てしまう。知らない人は「なんで見てんのよ！」って言う。	
47	知的障害	近所の方に障害のある子のことを「アップパー」と表現されたことが忘れられない。	今では、その人にも障害を理解していただき、優しく接してもらっている。
48	知的障害	知的障害の子を出産後に、夫の実家に連れて行こうとしたら、義母から「生まれたことを実家には伝えていない。連れてこないで欲しい」と言われた。また、義父からは「こんな子は家の家系にはいない」と言われ続けてきた。	
49	中度知的障害	こどもの国へ遊びに行ったとき、献血を呼びかけていたため、息子と申し込んだ。息子は30歳、知能の遅れはあるが、身体は健康で薬は一切服用していないため、そのことを伝えたが、知的障害者は献血を受け付けないと断られた。	
50	知的障害者	バス停で女の子を見てただけで、痴漢にされました。	

51	自閉症	ショッピングを楽しんでいるとき、子供が菓子売場に突進し、若いファミリーの子供と接触した。子供が障害があるのでと謝りましたが、「どんな育て方しているんだよ」と叱責を受けた。保護者責任は大きいのですが、とても理解されず悲しい思いをした。	自閉症の異常行動には、社会の理解を得るのは今だに難しい状況を感じています。
52	自閉症	親戚で心臓の悪い子供が亡くなった。何年もたってから、最近、「お宅は生きているから大変ね」と言われ、返す言葉がなかった。	大変な障がいの子であるが、一度の人生！！私たち親を選んで生まれて来てくれたのであるから、亀さんやアリスさんの成長であるが、少しでも精一杯、一日一日を親子で、そして、現在お世話になっている方々（作業所、近所の方々）に助けをいただき頑張るってゆきたいと思います。
53	自閉症	ある自閉症の方が、飲食店で常同行動をした。それを見た一般客から「気持ち悪い」と言われた。	世間での障害者に対する偏見が未だに根強い。障害者としてではなく、人として付き合える環境・教育が必要。
54	自閉症	パン販売先で、自閉症の利用者の顔をじっと見た後、嫌な顔をして避ける行動をとり、パンの受け取りを拒否した。	多くの人達に障害を理解してもらえるように偏見や差別をなくす啓蒙活動が必要である。
55	自閉症	販売先の市役所で自閉症の利用者の顔をじっと見て、避ける行動を取り商品の受取を拒否した。	多くの人に偏見や差別をなくす啓蒙が必要。
56	自閉症 中度知的障害	明かり（電球など）と女性の髪にこだわりを持っているため、美容室の前を通る時に、店舗付近で自分の感情をコントロールするため立ち止まっていたら、不審者としてクレームが入った。	事情説明を行ったが、営業妨害につながると、通所ルートの変更を余儀なくされた。

57	知的障害のある自閉症	美術館のビデオコーナーで静かに視聴できない自閉症の子供に対して「静かにしろ!」と言って、いきなり後部座席の男性が頭を叩いた。「すみません。注意してもなかなか理解のできない自閉症という障害がある子どもですので、ご理解ください。」と保護者は伝えたが、「そんな障害がある子供をこんなところに連れてくるな!」とさらに言われた。	自閉症の理解はなかなか難しい。自閉症の特性や接し方などを一般の方たちに理解されていないので、子供を叱れないしつけのできない親と思われる。
58	精神障害	精神障害の手帳を持っていると言ったら、急によそよそしい態度になり周りの人が一斉にいなくなった。	落ち込んだ。病気の知識を持って偏見をなくして欲しい。
59	精神障害	自分の写真撮影を拒否する精神障害の当事者は多い。目に見えない差別を感じているのだと思う。	
60	精神障害	精神科病院をさして、「きちがい病院だ」と言う人の発言を聞いたことがある。	
61	精神障害	精神障害者がいるごとを隠す家族が多い。まわりに差別意識が根強くあるせいだと思う。また、その反映で家族自身の内なる差別があるせいだと思う。	
62	精神障害	精神病の人はあぶないから病院に入れておけと言う人もいる。	
63	精神障害	社会的事件が起きた時マスコミ等で精神のみが通院歴等について報道されることがある。	
64	精神障害	「精神障害者は法律で出産制限させるべき」という意見を聞いたことがある。	
65	精神障害	精神障がい者については特に昔から使われていた言葉として、“きちがい” “座敷牢” などという特別な言葉が最近まで存在していた。そのため一般の人たちが	

		ら忌み嫌われ近寄りがない存在と思われている。	
66	精神障害	近隣でも職場でも親しく言葉かけしてくれる人が少なく、行動が理解されず孤立しがちになってしまう。	
67	精神障害	公民館で職場の人に会った際に、その人は即座に隠れてしまった。職場の人間関係が悪くなり、自身も被害妄想的になる。	最近障害があることを地域の人に分かってもらい、心を決めて地域に行事などに参加している。今の現実を受け入れながら頑張るしかない。
68	精神障害	高校の卒業の2年後に子供が精神障害になってしまった。地元の皆さんは理解を示してくれるが、住んでいるところが観光地なので観光客においては偏見の目で見る人もいる。	
69	精神障害	家族からの虐待（妹から頭を殴られた、ただじっと我慢するしかない）殴られた痛みより心の痛みのほうがはるかに大きい。	
70	精神障害	舅からこの家にそんな病気の血筋はないと嫌味を度々言われた、子供に対してほんとうに申し訳ない気持ちでいっぱいであった。	
71	精神障害	長男が障がい者になり、二男が近所の人から興味本位に長男のことを根掘り葉掘り聞かれた。	
72	うつ病	パン購入の際、利用者が電卓で計算した金額を利用者本人が相手の方に伝えたところ、「大丈夫なんですか？」と言われた。福祉施設と認識すると、何かと満足に出来ないのではないかと思われてしまいがちである。	
73	統合失調症	健常者に「私、統合失調症なんです。」と伝えると思いきり泣かれた。	びっくりした。意識を変え障害の理解をして欲しい。

74	統合失調症	販売で商品を売っていると周りの人にじろじろみられてとても嫌な気持ちになってしまった。	外に出るのがい恐ろしくなりました。
75	パーキンソン病	こわばり、薬を飲むのに場所を少し貸してくださいといったら、震えていると、指で指され、とてもはずかしく嫌な思いをしました。何か聞けばよいのに、みんなしてジーと見ているだけ、これからはそこに行かないです。	精神病と思っているなら聞いてください。観光地なのでもう少し優しくしてください。
76	無回答	<ul style="list-style-type: none"> ・他の子どもが家の子をジーとみていると親がサッと連れていく。 ・大人に子どもをジーとみえられたことがある。 	

【資料】

関連する用語の説明

内部障害

身体障害というと、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害などは多くの人々に知られている。このほかに、身体障害者福祉法で定める障害には、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓などの内臓の機能障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（HIV感染症）があり、これを内部障害という。オストメイトも内部障害のある人の例である。体の内部に障害を持つため、外見上では他者に理解を得づらく、障害者用の駐車スペースに車を置くと警備員に注意される、電車やバスの優先席に座ると冷ややかな目で見られる、などの経験が多いようである。また、就職・就業にも支障が出る場合がある。

オストメイト

癌や事故で消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のことをいう。人工肛門保有者・人工膀胱保有者とも呼ぶ。人工肛門・人工膀胱を必要とする人たちを支援する団体には、公益社団法人日本オストミー協会がある。

遷延性意識障害

日本脳神経外科学会は、(1)自力移動ができない(2)自力摂食ができない(3)排泄が失禁状態—といった状態が、医療によっても改善されずに3カ月以上続く障害と定義している。厚生労働省によると、根本的に回復する可能性は乏しいが、会話や自力摂食ができるまで改善した例はある。全国遷延性意識障害者・家族の会によると、全国で推計5万5千人いる。約300世帯が会員となっていて、その半数は交通事故が原因といわれている。

高次脳機能障害

交通事故や脳卒中で脳が損傷を受けると、集中力や記憶力が落ちたり、怒りっぽくなったりすることがある。これらの症状をまとめて「高次脳機能障害」という。高次脳機能障害は、外見からは分かりにくく、周囲に理解されにくい障害の一つである。

発達障害

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群（AS）その他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの（第2条）」と定義されている。広義の発達障害の中には重症心身障害（重複障害）、

視聴覚障害、脳性麻痺、知的障害、自閉症、てんかんが含まれる。海外では我が国より広い定義が使われている。

知的障害を伴うことが多いが、知能が高い人もいる。物理学者のアインシュタインも発達障害であったという記事が散見されるが、明らかな記録はない。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害などをまとめて、自閉症スペクトラムということもある。

2007年に国連において毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議された。日本では4月2日からの1週間を「発達障害啓発週間」としている。

精神障害

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による定義は、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者（第5条）」とされている。

厚生省保健医療局長通知の「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」の「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の説明」によると、概ね下記のような能力の障害がある。

- 適切な食事摂取が難しい、またはできない。
- 洗面、入浴、更衣、清掃など身の清潔保持が難しい、またはできない。
- 金銭管理および適切な買い物が難しい、またはできない。
- 規則的な通院・服薬が難しい、またはできない。
- 適切な意思伝達や協調的な対人関係の構築が難しい、またはできない。
- 身の安全保持・危機対応が難しい、またはできない。
- 社会的手続や公共施設の利用が難しい、またはできない。
- 趣味・娯楽等への関心が低く、それらの活動への参加が難しい、またはできない。

アンジェルマン症候群

重度の運動発達遅滞もしくは精神遅滞、重篤な言語障害、歩行失調や四肢のふるえ、頻繁に笑ったり、微笑んだり興奮したりといった不適當に愉快なふるまいをする独特の行動で特徴づけられる。さらに小頭症とけいれん発作もよくみられる。国内で500～1000人程度の患者数と言われている。

難病

治療がむずかしく、慢性の経過をたどる疾病も存在し、このような疾病を難病と呼んでいる。ただし、完治はしないものの、適切な治療や自己管理を続ければ、普通に生活ができる状態になっている疾患が多くなっている。そのために、現在、「病気をもちながら働く（働き続ける）」ことが大きな課題になっている。国指定の難病は130種類あり、多種多様である。「難病」という言葉のイメージから「難病＝奇病」などの偏見や先入観をもつことなく、一人ひとりのありのままの姿を理解するべきである。

パーキンソン病

ゆっくりと進行する原因不明の神経変性疾患の一つであり、中でもアルツハイマー病について頻度の高い疾患と考えられている。主な症状は安静時の手足のふるえ、手足の曲げ伸ばしが固くなる、無動・動作緩慢などの運動症状だが、様々な全身症状・精神症状も合併する。日本では難病（特定疾患）に指定されている。神経伝達物質の一つであるドーパミンが減少することで起こると考えられている。パーキンソン病の日本での有病率は、人口1,000人当たりに約1人とわれ、日本全体で10万人以上の患者がいると推定され、高齢化社会を迎えるにあたって、今後ますます患者数は増えると予想されている。パーキンソン病は50歳、60歳代で発病することが多いが、70歳代以上の高齢で発病したり、40歳前に発病することもある。

電磁波過敏症

ある程度の電磁波（＝電波）を浴びると、身体が鋭敏に反応する症状。現代は、携帯電話、スマートフォン、IH調理器、電子レンジなど、身近に電磁波を出す機器がある。症状には、発赤、ヒリヒリとした痛み、灼熱感などの皮膚の症状、疲労感、集中力の低下、めまい、吐き気、動悸、消化器の障害などの神経症状などがある。街に出れば携帯電話やスマートフォンに取り囲まれ、電車に乗るのもつらい人もいる。「マナーモードにしてください」ではなく「電源をお切りください」である。

二次障害

発達障害で問題にされることがあるが、既存の障害（一次障害）の増悪や、あらたに出現した障害のことで、脳性マヒでも出現する。発達障害では、対策を何もしないと、ひきこもり、不登校、対人恐怖症などの心理的な障害、反抗挑戦的行動、暴力的になるなどの行動障害が二次障害の例である。また、脳性マヒの成人障害者では、手足のしびれ、頸部の痛み、よくこける、ものを落とす、排尿の変化、肩のこり、腰痛、関節痛などの身体症状のほか、イライラする、ものを忘れるなど精神疲労の訴えもあり、症状は幅広くさまざまである。

療育手帳

知的障害児者の障害程度を証明する手帳で、最重度、重度、中度、軽度の4段階に分かれている。東京都では「愛の手帳」と呼ぶ。身体障害者の手帳は表紙が赤色、知的障害者は緑色、精神障害者は青色であることから、「赤い手帳」、「緑の手帳」、「青い手帳」と呼ぶことがある。手帳の種類や程度で支援サービスが異なる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成 25 年法律第 65 号)

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
（第七条―第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条―第二十条）

第五章 雑則（第二十一条―第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置か

れる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

- ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
- （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的

な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認めるとき
（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところに

より、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

(平成 25 年 5 月 29 日、衆議院内閣委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1. 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。
2. 基本方針、対応要領及び対応指針は障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み、基本方針をできる限り早期に作成するよう努めること。
3. 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。
4. 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。
5. 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。
6. 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実及び本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。
7. 附則 第七条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後三年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。
8. 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。

右決議する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

(平成 25 年 6 月 18 日、参議院内閣委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1. 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要となる手続を進めること。また、同条約の趣旨に沿うよう、障害女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識し、障害女性や障害児の人権の擁護を図ること。
2. 基本方針、対応要領及び対応指針は、国連障害者権利条約で定めた差別の定義等に基づくとともに、障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み、基本方針をできる限り早期に作成するよう努めること。
3. 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。
4. 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、その水準が本法の趣旨を不当にゆがめることのない、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。
5. 本法の規定に基づき、主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて毎年国会に報告すること。
6. 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。
7. 本法の規定に基づいて行う啓発活動については、障害者への支援を行っている団体等とも連携を図り、効果的に行うこと。
8. 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、財政措置も含め、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実を図ること。また、国の出先機関等が地域協議会に積極的に参加するとともに、本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。
9. 附則第七条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後三年を待つ

ことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。

10. 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。
11. 本法施行後、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の定義を検討すること。
12. 本法第十六条に基づく国の「障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供」に関する措置のうち、特に内閣府においては、障害者差別解消支援地域協議会と連携するなどして、差別に関する個別事案を収集し、国民に公開し、有効に活用すること。

右決議する。

編集後記

差別した側にとってはちっぽけと思う行為が、差別された側にとっては大きく傷つく体験になること、これが「差別」なのだと思います。また、障がいのない人が障害のある人を差別するだけでなく、障害のある人も他の障がいに対して理解が不十分で、差別行為を行っていたという事例がいくつかありました。栃木障がいフォーラム（TDF）が障がい者相互の理解を深めるためにも存在意義があると思います。

報告を寄せてくださった方々の中には、複数の障害者団体に参加しているためか、重複しての報告がかなりありました。この重複事例をチェックするのに時間がかかりました。それでも完全に重複事例を削除できたとは思いません。重複して報告をしたくなるほどつらい『嫌な』体験であったのだと思うと、編集には神経を使いました。また、半世紀も前の『嫌な』体験を報告してきた例の中には、今でも繰り返されている事例もあり、これも古いと言うことだけでは不掲載にはしませんでした。

できるだけ報告の原文を掲載する方針でしたが、発生時期、どこで、誰にを省略すると、説明不足になる事例もあり、原文を尊重して必要最小限の修正を加えたつもりです。『嫌な』体験をできるだけありのままに掲載したつもりですが、報告してくださった方によっては不満を感じているのではないかと気になります。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）が、第 183 回国会で成立しました。また、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい〇〇づくり条例」（通称：障害者条例または障害者差別禁止条例）というような条例が、千葉県、北海道などいくつかの自治体で施行されています。まもなく 10 を超える自治体で制定されるでしょう。法律が制定されてから条例は制定されるのが通常 of 法律体系です。条例が法律より先に制定される現状は、順序が逆に見えますが、地域の声から法律を作り上げるという理想的な形なのかも知れません。「障害者差別解消法」の審議過程で、衆参両院の各委員会での附帯決議でも、「本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること」と指摘されています。

法律や条例が地に足の付いた実効性のあるものになるために、この事例集が幅広い方々に読まれることを願っています。

（編集チーム一同）

障がい者が経験した『嫌な思い』 『障害差別』を考えるための事例 2013

発 行 平成 25 年 9 月 1 日

編 者 栃木障がいフォーラム
(事務局)

〒320-0074 栃木県宇都宮市細谷町 684-18

公益社団法人日本てんかん協会栃木県支部

TEL 028(627)9006

FAX 028(627)9006

印 刷 株式会社 井上総合印刷

〒321-0973 栃木県宇都宮市岩曾町 1355

TEL 028(661)4723

FAX 028(662)7607
